

第64回定例会

伊方町議会会議録

NO. 1

令和3年3月9日 開会

伊方町議会

第64回伊方町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日	令和3年3月9日
招集の場所	伊方庁舎4階議場
開会（開議）	3月9日 10時00分宣告
応招議員	1番 高月 芳人 2番 木嶋 英幸 3番 末光 勝幸 4番 清家慎太郎 5番 福島 大朝 6番 菊池 隼人 7番 山本 吉昭 8番 小泉 和也 9番 中村 敏彦 10番 吉川 保吉 11番 阿部 吉馬 12番 吉谷 友一 13番 菊池 孝平 14番 中村 明和 15番 高岸 助利 16番 竹内 一則
不応招議員	なし
出席議員	応招議員に同じ
欠席議員	なし
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 中田 克也 書記 岩村 寿彦 書記 奥山 清司 書記 篠川 俊一
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 一良 教 育 長 中井 雄治 監 査 委 員 岡田 包 総 務 課 長 坂本 明仁 危 機 管 理 監 足利 博文 <small>総合政策課長兼産業課付課長（農林水産担当）</small> 橋本 泰彦 町 民 課 長 菊池 暁彦 保 健 福 祉 課 長 小野瀬博幸 産 業 課 付 課 長（観光商工担当） 田中 洋介 建 設 課 長 寺谷 哲也 代 理 瀬 戸 支 所 室 長 清水 浩二 三 崎 支 所 長 清水 栄造 上 下 水 道 課 長 山藤 一也 会 計 管 理 者 谷口 誠 教 育 委 員 会 事 務 局 長 菊池 嘉起
町長提出議案の項目	議案第6号 町長の専決処分事故報告について（令和2年度伊方町一般会計補正予算（第10号）） 議案第7号 伊方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案第8号 伊方町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について 議案第9号 伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について 議案第10号 伊方町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について 議案第11号 伊方町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について 議案第12号 伊方町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について 議案第13号 伊方町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営並

	<p>びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第 14 号 伊方町戸別合併浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第 15 号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について</p> <p>議案第 16 号 伊方町道路新設改良工事基金条例制定について</p> <p>議案第 17 号 伊方町電源立地地域対策交付金鳥津道路新設基金条例制定について</p> <p>議案第 18 号 伊方町原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金地域活性化事業運営基金条例を廃止する条例制定について</p> <p>議案第 19 号 伊方町居宅介護支援事業所設置条例を廃止する条例制定について</p> <p>議案第 20 号 令和 2 年度伊方町一般会計補正予算 (第 11 号)</p> <p>議案第 21 号 令和 2 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)</p> <p>議案第 22 号 令和 2 年度伊方町学校給食特別会計補正予算 (第 1 号)</p> <p>議案第 23 号 令和 2 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第 2 号)</p> <p>議案第 24 号 令和 2 年度伊方町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)</p> <p>議案第 25 号 令和 2 年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)</p> <p>議案第 26 号 令和 2 年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)</p> <p>議案第 27 号 令和 2 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算 (第 1 号)</p> <p>議案第 28 号 令和 2 年度伊方町水道事業会計補正予算 (第 4 号)</p> <p>議案第 29 号 令和 3 年度伊方町一般会計予算</p> <p>議案第 30 号 令和 3 年度伊方町国民健康保険特別会計予算</p> <p>議案第 31 号 令和 3 年度伊方町学校給食特別会計予算</p> <p>議案第 32 号 令和 3 年度伊方町港湾整備事業特別会計予算</p> <p>議案第 33 号 令和 3 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計予算</p> <p>議案第 34 号 令和 3 年度伊方町介護保険特別会計予算</p> <p>議案第 35 号 令和 3 年度伊方町公共下水道事業特別会計予算</p> <p>議案第 36 号 令和 3 年度伊方町小規模下水道事業特別会計予算</p> <p>議案第 37 号 令和 3 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計予算</p> <p>議案第 38 号 令和 3 年度伊方町風力発電事業特別会計予算</p> <p>議案第 39 号 令和 3 年度伊方町水道事業会計予算</p>
議員提出議案の項目	なし
委員会提出議案の項目	なし

その他	なし	
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第 21 条）	
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。（会議規則第 127 条）	
	9 番 中村 敏彦議員	10 番 吉川 保吉議員

伊方町議会第64回定例会議事日程（第1号）

令和3年3月9日（火）
午前10時00分 開議

1 開会宣告

1 町長招集挨拶

1 議事日程報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告「定期監査報告並びに例月現金出納検査結果報告」
「系統議長会報告」
「慶事報告」

第 4 一般質問

第 5 町長の専決処分事項報告について
（令和2年度伊方町一般会計補正予算（第10号）） （議案第6号）

第 6 伊方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
制定について （議案第7号）

第 7 伊方町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について （議案第8号）

第 8 伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について （議案第9号）

第 9 伊方町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援
等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定つ
いて （議案第10号）

第10 伊方町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係
る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改
正する条例制定について （議案第11号）

第11 伊方町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定
める条例の一部を改正する条例制定について （議案第12号）

第12 伊方町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定
地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関す
る基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について （議案第13号）

第13 伊方町戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制
定について （議案第14号）

第14 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例制定について （議案第15号）

第15 伊方町道路新設改良工事基金条例制定について （議案第16号）

- 第 1 6 伊方町電源立地地域対策交付金鳥津道路新設基金条例制定について (議案第 17 号)
- 第 1 7 伊方町原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金地域活性化事業運営基金条例を廃止する条例制定について (議案第 18 号)
- 第 1 8 伊方町居宅介護支援事業所設置条例を廃止する条例制定について (議案第 19 号)
- 第 1 9 令和 2 年度伊方町一般会計補正予算 (第 1 1 号) (議案第 20 号)
- 第 2 0 令和 2 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) (議案第 21 号)
- 第 2 1 令和 2 年度伊方町学校給食特別会計補正予算 (第 1 号) (議案第 22 号)
- 第 2 2 令和 2 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第 2 号) (議案第 23 号)
- 第 2 3 令和 2 年度伊方町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) (議案第 24 号)
- 第 2 4 令和 2 年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) (議案第 25 号)
- 第 2 5 令和 2 年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) (議案第 26 号)
- 第 2 6 令和 2 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算 (第 1 号) (議案第 27 号)
- 第 2 7 令和 2 年度伊方町水道事業会計補正予算 (第 4 号) (議案第 28 号)
- 第 2 8 令和 3 年度伊方町一般会計予算 (議案第 29 号)
- 第 2 9 令和 3 年度伊方町国民健康保険特別会計予算 (議案第 30 号)
- 第 3 0 令和 3 年度伊方町学校給食特別会計予算 (議案第 31 号)
- 第 3 1 令和 3 年度伊方町港湾整備事業特別会計予算 (議案第 32 号)
- 第 3 2 令和 3 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計予算 (議案第 33 号)
- 第 3 3 令和 3 年度伊方町介護保険特別会計予算 (議案第 34 号)
- 第 3 4 令和 3 年度伊方町公共下水道事業特別会計予算 (議案第 35 号)
- 第 3 5 令和 3 年度伊方町小規模下水道事業特別会計予算 (議案第 36 号)
- 第 3 6 令和 3 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計予算 (議案第 37 号)
- 第 3 7 令和 3 年度伊方町風力発電事業特別会計予算 (議案第 38 号)
- 第 3 8 令和 3 年度伊方町水道事業会計予算 (議案第 39 号)

1 散 会 宣 告

開会宣告（9時57分）

○議長（竹内一則） おはようございます。これより、伊方町議会第64回定例会を開会いたします。只今の出席議員は、全員であります。

よって、本会議は成立しました。

町長招集挨拶

○議長（竹内一則） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 皆さん、おはようございます。

本日ここに伊方町議会第64回定例会を招集をいたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、感謝を申し上げます。

また先ほど、永年のご功績により表彰を受けられました吉谷、菊池両議員に対し、長年のご功績に対し、心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

さらに議員各位におかれましては日頃から町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてご報告をいたします。

全国的に、ワクチン接種の取り組みが進められているところでありますが、町におきましても副町長を筆頭とした「ワクチン接種推進プロジェクトチーム」を立ち上げました。

このチームは、保健センターを中心に医療対策室、危機管理室など関係部局で構成をし、対象者の送迎、接種会場での受付・誘導など、接種計画の検討を進めているところでございます。

ワクチンの接種方法につきましても、町内の医療機関と協議・検討中でありまして、現在のところ個別接種・集団接種の併用になると考えておりますが、本格的な接種は5月以降と見込んでおり、今後もワクチン接種の方法につきましてもは万全を期すよう努めてまいります。

また、これらの情報につきましても、町民の皆さまに周知の徹底を図ってまいりたいと存じます。

本年度はコロナに振り回された年となりましたが、町民の皆さまにおかれましては、今後におきましても3密を避けるなど一般的な感染症対策や健康管理を心がけ、手洗いやマスクの着用などの基本的な感染症対策を引き続きお願いをいたします。

さて、今定例会には、令和3年度の当初予算案を提示をさせていただいておりますので、ご審議の程よろしくお願いを申し上げます。

今回提案をいたしております一般会計予算の総額は、85億190万9千円でございます。前年度に比ばまして、3,711万5千円、率にして0.43%の減となっております。

以下、その概要を申し述べさせていただきます。

まず「保健・医療・福祉」の分野であります。また、「新型コロナウイルスワクチン接種に関わる取り組み」として、集団接種・個別接種に係る委託料、4月以降のコールセンター業務委託、職員等の各種手当など、必要な経費を計上をいたしました。

先ほども申しましたが、万全の職員体制で臨むように準備と執行に努めてまいります。

次に、「結婚・出産・子育てへの支援の充実」であります。また、「子ども医療費助成」について、高校生まで保険適用の自己負担分を町が助成することといたしました。

この「子ども医療費助成」は、平成28年度から中学生までの助成をしてまいりましたが、「18歳までの期間延長」と、助成対象者の住所地要件から保護者を除きまして、「子ども」を対象として、町外から転入した生徒についても助成の対象となるようにしたものでございます。

さらに、福祉の分野におきましては、「伊方町福祉のあり方検討委員会」においてまとめられました、「横断的で総合的な福祉を目指す」ための取り組みと、施設整備などの協議・検討をさらに進めてまいりたいと存じます。

次に、「社会基盤の充実」の分野でございます。

「生活環境の充実」については、来年度から「一般廃棄物最終処分場建設事業」に取り組みます。最終処分場の受入れ可能期間の状況に伴い、新たな態勢整備のために、来年度から調査設計に取り組むこととしたものでございます。基本設計や生活環境影響評価などの調査設計業務から工事完成まで約4年間を見込んでおります。

次に、「移住・定住」の分野であります。また、「U・I・Jターン移住促進」としまして、空家等実態調査及び伊方町空家等対策計画改訂業務を行います。

平成31年3月に伊方町空家等対策計画を策定をいたしました。また、来年度、計画の改訂に合わせまして、空き家実態調査を実施するものであります。

空家等対策計画は、空家等の発生を抑制することと、さらなる活用促進、悪影響の有る空家等の除却など、安全安心なまちづくりと移住・定住対策も合わせて、計画的かつ効果的な施策を検討・推進することを目的として対策に取り組んでまいります。

次に「教育・スポーツ・文化」の分野でございます。また、「伊方町地域博物館整備事業」に本格着手をいたします。

令和元年度に基本構想を策定をし、本年度基本計画の協議を進めてまいりました。

その結果、瀬戸農業公園をコア施設として整備をし、町見郷土館など町内に分散をしている資料を、収蔵施設として3箇所程度に集約することといたしました。来年度、実施設計を行い、令和4年度完成を目指して進めてまいります。

佐田岬半島をメインテーマに据え、博物館活動を基盤とした生涯学習と、町内の観光交流拠点を目指して、取り組んでまいります。

以上、令和3年度一般会計の新たな取組みを申しましたが、本議会に提案しております。「伊方町第2次総合計画後期基本計画」を基本といたしまして、各種施策の実現にしっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

次に、伊方発電所について申し上げます。

四国電力から、安全協定に基づく事前協議の申し入れがなされて以降、検討を続けておりました、使用済燃料乾式貯蔵施設の設置及び伊方発電所2号機の廃止措置に関する2件の案件について、既に皆さまにお知らせをいたしましたとおり、昨年12月23日、町として正式に了解をする旨、四国電力に対し回答を行ったところでございます。

最終判断にあたりましては、伊方町議会原子力発電対策特別委員会における調査報告書も、重要な判断材料とさせていただきます、どちらの案件に対しましても、了解にあたって安全には万全の対策を期すよう要請をいたしておりますが、特に使用済核燃料を伊方発電所内で長期保管としないということにつきましては、強く申し入れをいたしているところでございます。

伊方発電所におきましては、特定重大事故等対処施設の工事、司法判断の行方、そして新型コロナ対策等を含め、重要な課題が山積をいたしておりますが、今後も発電所に対する監視を怠ることなく、指導を行ってまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、引き続きご指導・ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、今定例会に提案をいたします案件でございますが、

- ・報告案件が、1件
- ・条例制定に関する議案、13件
- ・令和2年度一般会計及び特別会計補正予算、9件
- ・令和3年度一般会計及び特別会計当初予算、11件
- ・その他の議案が3件でございます。

いずれも、町政を進める上で、非常に重要な案件でございます。

会期中よろしくご審議のうえ、ご決定を賜りますようお願いを申し上げ、招集の挨拶といたします。

どうぞ、よろしく願いをいたします。

議事日程報告

○議長（竹内一則） 議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。それにしたがって、議事を進めてまいります。

これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（竹内一則） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、9番 中村敏彦議員、10番 吉川保吉議員を指名いたします。

会期の決定

○議長（竹内一則） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から3月16日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、8日間と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（竹内一則） 日程第3「諸般の報告」を行います。お手許に配布しておりますとおり、監査委員から地方自治法第199条の第9項の規定により、定期監査報告書並びに同法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果報告書が出されておりますので、お目通しください。

次に、系統議長会報告をおこないます。第72回愛媛県町村議会議長会定期総会が書面開催され、2月15日付で報告がありました。その概要をお手元に配布しておりますとお目通しください。なお、総会の資料は、事務局に保管をしております。

次に慶事報告を行います。開会前に、表彰伝達を行いました。全国町村議会議長会の表彰であります。この表彰は、全国町村議会議長会表彰規定に基づき、15年以上在籍し、功労のあった議員に対し、表彰されるもので、さる2月9日に開催された全国町村議長会定期総会において、吉谷友一議員、菊池隼人議員が表彰を受けられましたので、ご報告いたします。お二方の今後益々のご活躍をご祈念申し上げます。

また、伊方町議会が全国町村議会議長会表彰規定に基づき、優良議会として表彰を受けましたので、ご報告し慶事報告を終わります。

以上で、諸般の報告を終わります。

一般質問

○議長（竹内一則） 日程第4「一般質問」お手許に配布の一般質問通告の一覧のとおり、一般質問が出ておりますので、会議規則第61条の規定により、一般質問を許します。

受付順に、末光勝幸議員、木嶋英幸議員、福島大朝議員の順にお願いいたします。

一般質問は、大綱ごとに、質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

初めに、末光勝幸議員一般質問をお願いいたします。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（竹内一則） 末光議員

○議員（末光勝幸） これから一般質問させていただく、犯罪被害者等支援条例は去る3月7日のNHKのニュースで県で45%、市町村で19%制定されており、これは警察が対処していると勘違いされている傾向にあるというようなニュースが報じられておりました。

それでは、大綱1の一般質問をさせていただきます。犯罪被害者等支援条例の制定について、日常生活において、安心して安全に暮らせることは最も大切です。仮に私が犯罪に巻き込まれ、身

体に傷害を負ったとしても、その補償は医療保険に加入していれば補償を受けることができますが、第三者傷害として加害者に請求することになります。

その加害者に補償する資力がなければ、泣き寝入りということになります。

国においては、平成16年に「犯罪被害者等基本法」を制定し、平成20年には「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改正され、平成28年には「第3次犯罪被害者等基本計画」が策定されております。

犯罪被害者等支援条例は全国1721市町村のうち、平成31年4月で272の市町村が制定しています。愛媛県はもとより、県内20市町では制定の目途が立っていない現状です。兵庫県明石市では、300万円を上限とした加害者に対する損害賠償金の立替制度や時効中断のための再提訴の費用の補助など、独自の支援を行っています。

隣の香川県は、本年4月1日から香川県犯罪被害者等支援条例を施行します。その条例第7条には、「市町は、基本理念に則り、地域の状況に応じた犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。」と定めています。

町民が安心して安全に暮らせる伊方町独自の施策と支援の集合体をスピーディーに実現していくことは、多額の財源を必要とするものでもなく町の発展に繋がるものだと確信していますが、町長の見解を伺います。

以上、大綱1犯罪被害者等支援条例の制定について、お伺いをいたします。

○議長（竹内一則） 只今の末光議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 末光議員の大綱1「犯罪被害者等支援条例の制定について」のご質問にお答えをさせていただきます。

末光議員には、今任期中を通しまして、様々な角度からご提言やご示唆を賜りましたことをこの場をお借りして、厚くお礼を申し上げたいというふうに思います。

さて、犯罪被害者等基本法は、国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている社会情勢の中で、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出すために、平成16年12月に制定をされました。

現在、国は、警察庁において第3次犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた各施策を適切に推進するための取り組みを進めており、来年度からは第4次基本計画がスタートをいたします。

議員は、条例の制定により伊方町独自の支援を行ってはどうか、とのご提案でございますが、本町におきましては、平成24年8月に「伊方町犯罪被害者等支援要綱」を制定をし、犯罪被害者等基本法に基づいた町の支援策について必要な事項を定めているところでございます。

要綱に定めている支援の内容についてご紹介をいたしますと、まず第3条で、関係各課及び関係機関との連絡調整や犯罪被害者等からの相談の対応、支援に関する情報の提供その他、犯罪被害者等の支援を行う窓口を総務課に置くことと定めております。

第4条では、町が実施する支援の内容として、犯罪被害者等が直面をする問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うために援助に精通している者を紹介をすること。

犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な情報提供を行うこと。

犯罪等により従前の住居に居住することが困難になった場合の住居の安定を図るため、公共住宅等の入居に際して配慮を行うこと、そのほか、情報提供や理解促進のための広報活動、情報収集等の活動に取り組むことといたしております。

以上のように、現在のところ議員がご指摘をされたように金銭の給付を伴う独自の支援策というのは定めておりません。

しかしながら、公共住宅等の入居に際して配慮を行うことを制度化している自治体は、県下においては本町を含めて3つの自治体のみの取り組みでございます。

議員は、兵庫県明石市の損害賠償金立替制度や時効中断のための再提訴の費用補助などを例に、本町独自の支援を行うことが町の発展につながる、とのご提案でございますが、国が行っている犯罪被害者への損害回復・経済的支援等への取り組みを令和2年度版犯罪被害者白書によりご紹介をいたしますと、損害賠償請求についての援助として「日本司法支援センター」いわゆる「法テラス」における無料の法律相談や経済的な余裕のない方への民事法律扶助制度などの年ごとに、民事裁判等への支援を拡充をいたしております。

また、損害賠償金の支払いに関しましては、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律に基づき、没収・追徴された犯罪被害財産を被害者に被害回復給付金として支給するための手続きが行われており、平成30年度は年間15件、開始決定時の給付資金総額は5億5千万円という状況でございます。

また、犯罪被害給付金制度は、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者のご遺族又は身体に障害を負わされた犯罪被害者等に対し、社会の連帯共助の精神に基づき国が給付金を支給するもので、遺族給付金として最大2,964万円の重傷病給付金は120万円、障害給付金が最大3,974万円支給されますが、令和元年度までの裁定は11,225人の被害者に対し333億1千万円が決定をされております。

このような国としての取り組みは、年ごとに拡充をされている状況でもあり、国と地方自治体が一体となって犯罪被害者等への支援策に取り組むことの必要性は十分に認識をしているところではございますが、町が独自に金銭的な給付制度を行うことの必要性につきましては、国県の動向や他市町の動きを把握しながら慎重に判断すべきと考えているところでございます。

以上、末光議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は、会議規則第55条を引用し、2回以内と定めます。末光議員、再質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（竹内一則） 末光議員

○議員（末光勝幸） ご答弁の最後に慎重に対処したいというふうなことで、締めくくられましたけれども、私は冒頭の町長のご挨拶の中に、安全安心のまちづくりということを言われたと思いますが、やはり明石市の例をとりますと、他に明石市犯罪被害者等の支援に関する条例、平成25年ですけれども、この中の第7条におきましては、市は犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、30万円を超えない範囲で支援金の支給を行うものとする、2項で市は犯罪等による被害を受けたため資金を必要とする犯罪被害者等に対し、50万円を超えない範囲で無利子の資金の貸し付けを行うものとするという手厚く条例が制定されております。伊方町におきましてもこのような犯罪被害者の例が過去にありましたけれども、補償等を町から受けたようなお話は聞いておりません。今後とも治安の関係でこのような事例が生じる可能性もありますので、安心安全の町づくりの慎重に取り組むというお話もありましたけれども、ここは英断して愛媛県のトップをとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（竹内一則） 只今の末光議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） ご指摘をいただきまして、ありがとうございます。先ほど、申しましたように町では条例ではなくて、要綱で様々な対策を現在講じているところでございます。これをもっと拡充をして、弔慰金、見舞金等の制定をしてはどうかというふうなご提言であるわけでございます。ちなみに、現在条例を制定しているところが全国では1721自治体のうち、558、32.4%というふう聞いております。四国では制定しているのが、1自治体のみ、1.1%、愛媛県では0というふうな状況でございます。また、見舞金を導入しているというところも四国内では、まだ0という状況であるわけでございます。国の制度が随分拡充してきたというふうに思っております。その中で伊方町のとるべき、スタンスというのを先駆けてやってはどうかというふうなご提言でございますけれども、このような状況の中で、他市町に及ぼす影響というものも緩和をしながら、伊方町のとるべき、方向というのは、慎重に検討をしてみたいというふうに思っております。以上です。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再々質問を許します。末光議員再々質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（竹内一則） 末光議員

○議員（末光勝幸） 最初の一般質問にも申しましたけれども、香川県が制定されたこの条例におきまして、必要とする予算は、400万円ぐらいだったと思います。それほど、多くの資金を必要とする費用を必要とするような政策がございませんので、是非とも今後、高門町政の第2期の目玉として、実現をしていただきたいと思っておりますので、再度要望いたします。

○議長（竹内一則） 只今の末光議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 末光議員の強い要望ということで、受け止めさせていただきたいというふうに思います。こういった事例を1町が単独でやるのがいいのか。あるいは、県が率先して県内をまとめてやる方がいいのか。その辺は、被害者によって、その町に住んでいるかどうか補償が受けられるかどうかという微妙な点も掛かってくると思いますので、その点も十分配慮しながら、検討をしてみたいというふうに思います。以上です。

○議長（竹内一則） 以上で、末光議員の一般質問を終わります。

続きまして、木嶋英幸議員、一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（竹内一則） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） マスクを取らせていただきます。すっかり春めいてまいりましたが、2月の大雪では、柑橘被害もでており、コロナと重なり、皆さん、大変な一年だったと思われまます。皆で力を合わせて、乗り切りたいと思います。また、1ヶ月以上も前の質問で日々変化する現在では、今日出させていただいた質問が少しずれておるかも分かりません。ご了承いただきたいと思います。

まず、最初に、大綱1新型コロナウイルス感染症などについてお伺いします。

世の中を震撼させているコロナ感染症が国内でも人口の多い都市圏を中心に増加の一途を辿っております。

その上、ヨーロッパからの新種も感染し始めています。愛媛県でもかなりの陽性者が出てまいりました。昨年までは、よそ事のように思っておりましたが、今年に入ってから町内にも感染者が出たり、近隣の市町ではクラスターも出始めました。このような現状で先日、プロバスケットボールの公式戦が当町のスポーツセンターで行われました。皆さんもご存知の通り、同施設は中学校と併設されており、同一敷地内にあります。試合当日には、バスケットボール部部員も補助員として駆り出されております。事前に先生、生徒、父兄など学校関係者との話し合いは持たれましたか。どういう流れでどんな判断で実施したのか又、学校施設などへの配慮はどの様にし、公式戦終了後のアフターケアはどうされたかも併せてお尋ねします。今のご時世でスポーツイベントなどで明るい話題を提供することは、私自身も賛成ですが、今回に関しては子供達への配慮、殆どのイベントを中止してきた中での開催、今後、こんな状況の際の判断基準をどのように考えておられるのかお尋ねします。

又、町内の医療施設従事者などへのバックアップは、町として現在何かされていたり今後何かする予定はありますでしょうか。ワクチンの開発は進んで、現在は、日本国内でも接種している方ができました。このような時に、病床不足が叫ばれている昨今、近隣との情報共有をしながら、町として住民が不安解消できるような施策を講じなければならないと思うのですが、どのような準備やシミュレーションを行っているのかもお尋ねします。

○議長（竹内一則） 只今の木嶋議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 木嶋議員の大綱1「新型コロナウイルス感染症等について」のご質問にお答えをいたします。

本大綱につきましては、3点のお尋ねでございますが、私からは「医療施設従事者等へのバックアップなど対応予定について」及び「ワクチン接種の準備などについて」の2点についてお答えをいたします。

それでは、まず、「医療施設従事者等へのバックアップなど対応予定について」をお答えをいたします。

愛媛県では、発熱等の症状がある方が、かかりつけ医等に相談、受診し、必要に応じて新型コロナウイルスの検査を受けられる体制を整備するために、診療・検査医療機関を指定をいたしており、町内の指定数は3医療機関となっております。

医療施設従事者等へのバックアップとしましては、厚生労働省の事業を活用した慰労金の給付や感染拡大防止のためのオゾン発生器などの備品購入。

また、マスク、フェイスシールド、手袋及びガウンなど、個人防護具の購入の取り組みを行っております。今後も状況の変化を注視しながら、適宜適切に対応をしてみたいと考えております。

次に、「ワクチン接種の準備などについて」お答えをいたします。

ワクチン接種につきましては、新型コロナウイルス対策の切り札として、国、県、市町村一丸となり、町民の皆様が安心してワクチン接種を受けていただけるように、接種体制確保に向けて準備を進めております。

接種対象者につきましては、国から接種順位が示されており、現在、医療従事者の先行接種が行われているところでございます。

ワクチンの到着次第となりますが、3月下旬から医療従事者、4月以降に65歳以上の高齢者、その後、基礎疾患のある方、高齢者施設の従事者、その他の方と順次接種の予定となっており、接種料は無料でございます。

これらの情報は、現在、町のホームページ上で提供中でございます。

町では、町内医療機関との協議を進めており、医療機関による個別接種と広い会場で行う集団接種の併用とすることを検討をいたしております。

対象者には、個別に接種券をお送りすることになりますが、まず、優先接種上位の高齢者に対し、3月中旬以降に郵送にてお送りをする予定でございます。

また、接種の予約を受け付けるコールセンターを、3月末までに設置予定といたしております。

接種会場や接種日程等、具体的なことが決定をいたしましたら、その都度、広報やホームページ・八西CATV等でお知らせをいたします。

国では、新型コロナワクチンに関する厚生労働省の電話相談窓口、「厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター」が開設をされており、ワクチンの情報や予想される副反応等さまざまな問い合わせに無料で応じております。

町の保健センターでも、お問い合わせにつきましては、対応をいたしておりますので、ご理解をお願いいたします。

さらに、2月末に、中央保健センターを中心に、先ほど申しましたけれども、関係部局による「ワクチン接種推進プロジェクトチーム」を立ち上げており、今後、集団接種会場への送迎や会場での受付・誘導などの接種計画を検討することといたしており、ワクチン接種の迅速かつ円滑な実施に向け適切に対応をしております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

3点目のご質問は、教育長から答弁をいたします。

○教育長（中井雄治） 議長

○議長（竹内一則） 教育長

○教育長（中井雄治） 木嶋議員の大綱1の「プロバスケットリーグ公式戦に関するご質問について」お答えします。

プロバスケットボールの公式戦につきましては、「Bリーグ」に所属する愛媛オレンジバイキングスのホームゲームとして、平成30年度から伊方スポーツセンターを会場に、これまで、4回、8試合が開催されました。

今年度は、12月の12日、13日と、1月の16日、17日に4試合が開催され、子供たちを含む多くの町民の皆様、プロ選手の迫力あるプレーを間近に体感していただく機会を提供できたと感じております。

今年度は、木嶋議員のご指摘のとおりコロナ禍での開催となり、町外・県外からの観戦が見込まれるため、開催に向けて、慎重に事前協議を重ねてまいりました。

主催者であるオレンジバイキングスは、国が示す「スポーツイベントの再開に向けた感染予防ガイドライン」に加え、プロスポーツという興行であるがゆえの、Bリーグ独自の感染予防対策ガイドラインも盛り込んだ徹底的な感染予防対策を講じるとともに、愛媛県内における感染状況によっては、チケット販売後も無観客試合開催もあり得る想定で、準備を進めておりました。

実際の試合当日は、観客席を半数以下にし、最大でも300人収容の入場制限、徹底した消毒と、ソーシャルディスタンスの確保、万が一感染が発生した場合のため、入場者全員の連絡先把握など、ガイドラインによる運営が徹底されており、職員もその様子を確認しております。

そこで、まず、「事前に先生、生徒、保護者などの学校関係者との話し合いは持たれたのか。どのような流れでどのような判断で実施したのか。また、学校施設への配慮や公式戦終了後のアフターケア」についてのご質問にお答えします。

1月の公式戦時には、試合会場のボランティアとして、地元伊方中学校のバスケット部員が参加しておりました。

この中学生たちについては、直接オレンジバイキングスから伊方中学校に協力依頼があり、徹底した感染予防対策を行う旨の、部員たちには、顧問の先生から直接説明し、そのうえで保護者に対しては文書にてお知らせし、承諾を得る形で、希望者を募りました。

保護者のご理解とご承諾をいただいた部員が会場内で運営に活躍いただいたところでございます。

当日会場では、開催者の担当スタッフが、中学生部員たちに、選手や観客との接触を極力避けるなど、細かく動きを指示し、感染予防に細心の注意を払っており、部員たちも協力しておりました。

その影響で、通常時であれば、できていたと思われる選手との会話やふれあいができなかったことは誠に残念に感じているところでございます。

また、公式戦終了後のアフターケアにつきましては、万が一来場した方から感染が判明された場合に備え、これに迅速に対応するため、公式戦後の一定期間は、主催者側との連絡体制はとっておりましたが、結果的に町内に感染者の発生情報はございませんでした。

また、試合会場となった伊方スポーツセンターは指定管理者により徹底した感染予防対策を日常から実施しており、体育の授業や部活に安心して利用できる状態が保たれておりました。

次に、「今後のイベント開催の判断基準について」のご質問にお答えします。

今年度は、各種スポーツ行事においてもコロナの影響により、ほぼ中止の判断が続き、町民へのスポーツをする機会の提供が困難な1年となりました。

今後のスポーツイベント開催の判断基準でございますが、先ほど申し上げました、国のガイドライン等が適正に運用できるかどうかの一つの判断基準となっております。その上で、参加者の居住範囲や年齢層などを考慮し、イベントごとに実行委員会や各種団体との協議を行い既に行われているプロスポーツ、類似イベント等を参考にしながら、随時判断をしていくこととなります。

コロナ禍が一刻も早く終息することを願っており、そのうえで、より多くの町民がスポーツを楽しむ機会を設けてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は、会議規則第55条を引用し、一つの大綱につき、2回以内と定めます。木嶋議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） はい、議長

○議長（竹内一則） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 先ほど、町長からのご答弁いただきましたけども、医療機関は私が聞く範囲では、かなり縦の繋がりが強いようにお聞きしております。現場の先生方同士でのお話合いは、中々、横のつながりをやりにくいんじゃないかなというようなことも聞きましたので、できることなら、行政間で情報共有をしながら、助け合うことができないか検討して欲しいと思います。例えば、コロナの受け入れは、伊方町では、国の基準でも分かるようにできないかもしれません。が、空きベットの情報公開などをする中で、ベットの稼働率を高めたりする努力は、できませんでしょうか。

そのための看護婦さんの確保など、事前にできることがないか環境整備をしていただくことができないかもお尋ねします。

○議長（竹内一則） 只今の木嶋議員の大綱1再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 縦の繋がり横の繋がりというのがちょっとよく理解できないんですけれども、町内3診療所、電子カルテを導入をして患者の医療情報を共有しようというふうなことを今取り組みを進めております。来年度からの運用になるかと思えますけれども、そういったことも含めて横の繋がりと言いますか、町内の診療所間というのも連携を図ってまいりたいというふうに思っております。さらに、民間の医療施設もあるわけでございますので、それらの先生方とも十分に連携をとりながら、コロナ対策は勿論のこと各種医療の対策に取り組んでまいりたいというふうに思います。医療従事者の充実につきましては、常に課題意識をもって、取り組んでございます。なかなか看護師さん応募してもらえないという現状がありますけれども、その中で奨学金を創設をしたり、いろんな工夫をしながら、医療従事者、特に看護師さんの確保については、努力を続けてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再々質問を許します。木嶋議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（竹内一則） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） はい、是非今後とも続けていただきたいと思えます。

再々質問なんですけど、先ほど教育長さんが言われましたけど、私はものすごく危惧していたおりに、試合後オレンジバイキングスの関係者が陽性になりました。これは、誰でもという悪い人とかどうかではないけど、やはりどこで感染するか分からないような現状なので、かなり慎重にやっとうえでのこういうふうなことになり得るので、やっぱり、たまたま町内にでなかったのは、ほんとにすごくそういう事前な準備をしていただいたからでしょうけど、そこらも慎重に今後検討していただきたい。オレンジバイキングスがなかなか町として思うようなことになりにくいようなことを聞きましたので、そこら今後また、バスケットボール協会と会場を提供する側も伊方町との協議も慎重に重ねていただきたいと思えます。

その中で、今後イベントを行ううえでの条件として、町外者には住所氏名を明記していただき、イベント前後にPCR検査を受けるなどの付帯事項を必ず付けていただきたい。そして、不安をあおるつもりはありませんが、保護者の中にはやっぱり心配しているかたもいらっしゃいます。中学校とも密に情報共有をしながら、カウンセリングなどをする必要かと思えますが、この点についてもお尋ねします。

○議長（竹内一則） 只今の木嶋議員の大綱1再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○教育長（中井雄治） 議長

○議長（竹内一則） 教育長

○教育長（中井雄治） 今、木嶋議員からご指摘がありましたが、確かに2月に入ってオレンジバイキングスの関係者が新型コロナウイルスの陽性患者になったということがありました。このオレンジバイキングスのガイドラインの中には、2週間に1回必ずPCR検査を受ける。そういうような規定があります。そういう中で検査で陽性ということになったんだろうと思います。非常に厳密なガイドラインで、選手の検温それから健康観察を常時やるのはもちろん家族についてもそれを義務化しているという状況でかなり厳しい中でそういうことがありました。議員ご指摘のとおり、そういう万全な体制をやっているにもかかわらず陽性になるということがあり得ます。この分につきましては、今後最新の注意を払いながら、オレンジバイキングスまたはシーガルズ等もありますけれども、そういう団体と緊密に連携しながら、しっかりこう話し合いをしながら、町のスタンス、そして、現状であるとかそういうものも考慮しながら、開催に向けて考えていきたいと思っております。また、中学校につきましてももっと連携を緊密にして、保護者の不安を少しでも払拭できるようなそういう姿勢をとっていききたいなと思います。また、今後のスポーツ行事の運営につきましても最大限の注意を払って運営していきたい。町民の皆様にもそういう機会を安心安全な機会を与えていきたいと思っております。以上ご回答といたします。

○議長（竹内一則） 以上で、木嶋議員の大綱1を閉じます。木嶋議員、一般質問、大綱2をお願いいたします。木嶋議員

○議員（木嶋英幸） すいません。議長

○議長（竹内一則） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 大綱2 三崎高校町営寄宿舎についてお尋ねします。

三崎高校の存続には先生、生徒、町が一体となって取り組み、関東からも沢山の入学生が来ていただくようになりました。受け入れ環境に不可欠な寮も町長の英断で、町営の寮が4月から稼働する運びとなり感謝しております。私も何とかできないものか、という思いで県の教育委員会さんと何度もお話をさせていただきました。その際に県営の寮ができない理由を聞かせていただいたり町営でやるのであれば県の教員住宅の土地を提供してもいいよと言うようなことを言っていただくようにお約束をさせていただきました。これによって、高校の存続だけでなく、三崎地区には高校生が入ることによって経済効果も反映される。若者の育成にも光が見えてくる思いで、来年度が開始するのが非常に楽しみでございました。ところが、生徒にとって楽しみの一つである寮食の事が話題に出てこずどうなっているのかなと気にかけていたところ、2月1日付で教育委員会から一般競争入札の公募が出てまいりました。その際の条件として、県内の事業所であるとありました。高校は、県営であっても寮は町営であります。先ほど、言ったように町の経済効果なども考えると町営であればどうして優先的に町内業者に向けて公募をしていただけなかったのか説明をしていただきたいと思っております。また、寮建設が決まった時点で寮食が必要なことはお分かりのはずです。こんな大きな事業を一ヶ月程で公募し、スタートするのでは準備にかなりの無理が生じることと私は拝察します。早い段階で町内に限定して募集を掛け、もし参加者がいない場合には、県内に広げると

いうやり方はできなかったのでしょうか。コロナ下で経済は落ち込み、その中でも飲食業は特に酷い業種となっております。こんな折にどうして町は町民に手を差し伸べてあげようとならないのでしょうか。町営の寮を建てることに携わった私としては、非常に残念で悔しい思いです。町役場という所は、町民のために汗をかき知恵を出す所ではないかと思われれます。経緯と今後の運営についてお尋ねします。

○議長（竹内一則） 只今の木嶋議員の大綱2に対する理事者の答弁を求めます。

○教育長（中井雄治） 議長

○議長（竹内一則） 教育長

○教育長（中井雄治） 木嶋議員の大綱2「三崎高校町営寄宿舎について」のご質問についてお答えさせていただきます。

まず、町営寄宿舎の給食調理業務について、「なぜ優先的に町内業者向けに公募しなかったのか」とのご質問ですが、まず、公募するうえでの前提として、1点目として、寄宿舎の設置に関する条例が必要となります。施設の設置には、原則として利用できる状態になっていることが必要であるとされておりますが、本年2月26日の工期内完成に目途がつかまりましたので、昨年12月の第63回定例会におきまして、三崎高等学校町営寄宿舎設置条例の制定について提案し、ご議決いただきました。

2点目として、予算が必要となります。このため、先ほどの条例と合わせて、一般会計補正予算第8号で、運営に関する業務委託料相当額を限度額とした債務負担行為の補正を含めご議決いただいたところでございます。

したがって、これらを踏まえたうえでの公募ということになり、令和3年度町営寄宿舎給食調理業務について、標準的な入札手続き期間を確保する必要がありますので、入札期日を2月26日とする制限付一般競争入札の広告を2月1日に行いました。

確かに議員ご指摘のとおり、町内業者優先の考え方でございましたが、先ほどの入札手続き期間と、4月からの供用開始を勘案し、町内業者も応札可能となる県内業者といたしました。

去る2月26日に実施した入札の結果、町内業者が受託し、4月からの給食開始に向けて、生徒への安全安心な給食提供の準備を進めているところでございます。

次に、「今後の運営について」のご質問ですが、町の寄宿舎である未咲輝寮は、県の速水寮との併設といった、特殊な事情にありますので、運営につきましては、三崎高校との連携を密にして、生徒が安心安全に生活できるよう進めてまいります。

今後とも、議員各位におかれましては、未咲輝寮の運営につきまして、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上、木嶋議員の大綱2の答弁とさせていただきます。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再質問を許します。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（竹内一則） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 今後もご支援を続けていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それで、先日新年度の募集人員が発表されて、三崎高校は 60 名の定員で 55 名だったですかね。かなり県内でも高い倍率、マイナスではありますけど高い倍率を維持できたことを非常にうれしく思います。嬉しい反面これからも自宅通学ができない生徒が増えるのではないかと思われま。そうならば寮の定員に限りがあり、三崎高校に来たくても来れない生徒ができてくるのではないか、そのための対応としても、これから来たくて来れないということも町にとっても非常に大きな損失と思われま。ので、地域の方達のご理解や協力をお願いして、寮だけでなく、下宿などの環境づくりも考えなければならぬのではないかとこのように思っておりますので、これは急な思い付きでは中々できないことだと思いま。今からでも機会あるごとに住民の方々をお願いしていくつもりはないかお尋ねしま。

○議長（竹内一則） 只今の木嶋議員の大綱 2 再質問に対する理事者の答弁を求めま。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） ご指摘をいただきまして、ありがとうございます。まず、最初に答弁に入る前に町長の英断によりというふうにお褒めをいただきありがとうございます。私は、そうは思っておりませんで、三崎高校の寮については、他の議員の皆様がたもそれぞれ大変ご尽力をいただいたということは、私もいろんな方面から聞いておりますし、生徒の頑張り、それから先生方の一生懸命な姿、何よりも地域の皆さん方が本当に必死になって、三崎高校を残していかなければならないというふうな思いが結実したのが、この寮の関係であろうというふうに思っております。心からそういう皆さん方に、感謝を申し上げたいというふうに思いま。

今年、先ほどご指摘いただいたように、定員に近いだけの応募者があったというふうに聞いて喜んでおります。これをいかに続けるか、先般も校長先生とお話をさせていただいたんですけども、3 年目が一つの勝負であろうというふうに思っております。数の確保は勿論ですけども、地域からの生徒、町内から三崎高校に行きたいと思ってくれるような生徒をいかに確保するかというのが、一つの大きな課題であろうというふうに思っております。そういった中で、地域の皆さん方あるいは三崎高校振興会もごございま。すし、花橘の会もごございま。す。そういった皆さん方と連携をしながら、今後とも三崎高校の存続発展に向けて、町も共に頑張っ。てまいりたいというふうに思っております。以上でございま。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再々質問を許しま。す。木嶋議員、大綱 2 の再々質問はありま。せんか。はい、木嶋議員

○議員（木嶋英幸） はい。質問というよりも、町長のご答弁にもありましたように、今後町も一生懸命バックアップしていき、三崎高校の存続が永久に続くように学校、町が一体化していか。ないと思いま。すので、今後とも、そういうことも忘れないように、よろしくお願。いしたらと思いま。す。

○議長（竹内一則） 只今の木嶋議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めま。

○教育長（中井雄治） 議長

○議長（竹内一則） 教育長

○町長（中井雄治） 木嶋議員、ありがとうございます。三崎高校の存続については、非常に高校自体が魅力化というのを図って、非常に活気ある高校、そして活気ある地域が三崎地域で出来つつあります。また、いろいろな発信を通じて、町全体に活気を与えるというようなことで、非常に三崎高校の存在というのがあるがたいというかたちで、それをずっと存続させるということですけども、町としては、学校が魅力化して、自分で生徒が集まるようなそういうような学校になるということですし今後とも支援していきたいと思っておりますし、教育委員会として、その支援をしていきたいと思っておりますが、学校の要請、先ほど、下宿等のこともありましたけども、下宿につきまちは、三崎高校や振興会、花橘を守る会等で、それぞれが動いてなんとかしようというような方向で頑張っておられるようなところでございます。そういう情報もありますけれども、今後寮だけでなく。そういうような地域と一体化したような取り組みであるとか、そういうものを進めていくようなかたちになるのだらうと思っております。そういうところを町として、教育委員会として、支援できるところは支援して、いきたいと思っております。以上です。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） はい、町長

○町長（高門清彦） 補足、私自身の補足になりますけれども、三崎高校については、先ほど答弁した通りでございます。併せて町内からは、三崎高校以外の通ってる生徒が沢山いるわけでございます。そういった生徒にも目配りを忘れることなく、怠ることなく、今回の議案に高校生の医療費助成を提案させていただきましたけれども、子供達がすくすくと伸びていく伊方町を目指してやってまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（竹内一則） 以上で、木嶋議員の一般質問を終わります。暫時休憩いたします。

休憩は、11時20分まで。

休憩 11時08分

再開 11時20分

○議長（竹内一則） 再開いたします。福島大朝議員、一般質問をお願いいたします。

○議員（福島大朝） 議長

○議長（竹内一則） 福島議員

○議員（福島大朝） 議長の許可をいただきましたので、通告通り人口減少対策について、一般質問をさせていただきます。

日本の現在の人口は、1億2,427万人で昨対マイナス50万人減と11年連続減少という1月のニュースが発表されました。伊方町においても、総合計画で将来人口を予測し、なだらかに減少させようと努力しているところだと思っております。人口問題研究所が発表している45年後の伊方町の人口

は目を覆いたくなるような数字です。2060年には人口が3,286人と予想されています。伊方町の人口は現在9,000人を割り込み、1月31日現在8,892人とのことで、この4年間で1,000人余りの減少をしております。町の計画より少し減少が進んでいるように思われます。

ここ数年、私の地区においても空き家が増え、近所の方が体が不自由になり「都会の息子のところに引っ越すというような。」挨拶に来られました。ほんとに寂しく感じておりましたが、また反対に「今年3月に息子が帰ってくるとコロナで結婚式は今年に伸びたんだけど」といった嬉しい報告をいただきました。また、子供ができ家を建てようと考えている、将来学校の問題もあり、八幡浜市の方に建てようかという相談もされました。伊方町にはいろいろと若者定住促進のための政策がありますので、一度役場に相談してみたらとアドバイスをいたしました。割と皆さん知らないのではないかと感じました。地方にとって若い人が流出することで町の力が失われてしまいます。若者が安心して住み続けられるまちづくりが必要だと思います。

また、このコロナウイルス症の影響により地方が注目されています。都心への一極集中から人は地方に動いているともいわれます。大手企業も本社を安い賃金の地方に移転する動きも出てきております。コロナが収束してもリモート会議、商談といった流れは、今後も続いていくと思われれます。100年に一度といわれるコロナ禍のピンチをチャンスと捉え、企業誘致、移住、定住の支援策をしっかり取り組んでいただきたいと思えます。

さらに、行政だけではなく町民にも参加をしていただき、人口減少問題を仕方がないことと諦めるのではなく、今やれることを真剣に取り組まなければ地域の魅力は益々衰えてまいります。さまざまなニーズや力を持つ住民で対話を積み重ね、希望の共有を図ることです。

未来は私たちでつくる、人口減少を嘆くだけではなく、地域の問題や困ったことを考え改善し、伊方町の将来は希望がある事を積極的に伝え、情報を拡散して興味を持っていただく事が大切だと思います。全国の市町村でもこの問題が近々の課題だと思います。伊方町においていろいろな取り組みをなされていると思いますが、以下の3点についてお尋ねをいたします。

- 1 点目は、定住促進の取り組みと成果。
- 2 点目は、企業誘致の取り組みと成果。
- 3 点目は、学校統廃合計画。

以上、3点町民に分かりやすいご答弁をお願いをいたします。

○議長（竹内一則） 只今の福島議員の一般質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 福島議員の大綱1「人口減少対策について」のご質問にお答えをいたします。福島議員には、様々な観点から町政にご協力、ご指導をいただいておりますことをこの場をお借りして、感謝を申し上げたいと思えます。

本大綱につきましては、3点のお尋ねとなっておりますが、私からは1点目と2点目についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、「人口減少対策」としましては、平成28年3月に策定をし、令和2年3月から第2期計画となっております「伊方町まち・ひと・しごと創生総合戦略」により、「人口減少

スピードの抑制」と「人口構造の若返り」を最重要テーマに、27の事業の取り組みを進めております。

この総合戦略において、「定住促進」、「企業誘致」の取り組みも行っており、議員が申されました、2060年の人口の予想である3,286人を、5,000人程度までに抑えることを目標として各種事業に取り組んでいるところでございます。

それでは、まず、1点目の「定住促進の取り組みと成果について」にお答えをいたします。

総合戦略の主な事業としましては、まず「住宅及び用地の確保事業」がでございます。

住宅用地は、「若者定住促進新築住宅建設補助金」の事業といたしまして、今までに湊浦地区に5戸と加周地区に1戸の町有地を整備分譲をいたしました。

また、「空き家バンク」を設立し、空き家所有者と住宅利用者の繋ぎ役を行い、これまでに10件のご成約をいただいております。

また、今年度から、空き家を所有者から借り上げて改修をし、移住者に貸し出す事業、「移住定住促進空き家活用事業」を開始をいたしました。

さらに、町内在住者の転出抑制を図るために、町民の皆様の新築及び改修に対しまして、奨励金を交付する「定住促進奨励金」も今年度より実施をし、現在までに12件のご利用がございました。

総合戦略の二つ目としましては、U I J ターン者の獲得に向けた体制を構築する、「移住・就業体験の事業」がでございます。主な取り組みとしましては、移住体験住宅の整備、相談窓口の設置、移住定住相談会、受け入れ態勢の充実等がでございます。

移住体験住宅の整備は、二見小学校跡地を改修した短期宿泊施設亀ヶ池物語があり、今年度はコロナの影響により利用者が減少をいたしておりますが、令和元年度は、延べ340名にご利用をいただいております。

また、一定期間住み込みで町を体験する住宅として、二名津地区の旧診療所医師住宅を改修した「お試し暮らし体験住宅」を運営し、移住希望者が住む場所や住宅を探す場合にご利用をいただいたり、冬場はアルバイトの皆さんの宿泊所としても活用をされております。

関西や関東で開催をする移住フェア相談会では、年間60名程度の相談がございしますが、残念ながら現在まで定住への結びつきには至っておりません。

他には東京と大阪に事務所があり本町も会員になっております、ふるさと回帰支援センターのご紹介により、三重県出身のご夫婦が、現在瀬戸地域で柑橘栽培農家として就農をされております。

総合戦略の最後は、「地域おこし協力隊の導入」がでございます。現在、漁業振興、まちづくり、合宿誘致、鳥獣害対策、公営塾などで9名が活躍中がでございます。

昨年退任をいたしました地域おこし協力隊員OBの一人は、瀬戸アグリトピアの指定管理業務を受託し、もう一人は瀬戸地区においてご夫婦で農業を営んでおられます。

また、議員ご指摘の通り人口減少を抑制するための重要な要素は、いかに町民の皆様に町づくりに参加していただくかに掛かっていると思っております。

町と町民、各種団体が共通の目的意識の下で地域を盛り上げていくように、努力を重ねてまいりたいと存じます。

そのためのきっかけづくりとして、「元気わくわく事業」を創設をいたしました。この事業は、地区又は地域の有志による団体が地域を活性化させるための新しい事業に対し費用の一部を補助するものであり、本年度は二名津地区等で活用をいただいております。

このような様々な取り組みを通して、少しでも人口減少の抑制に取り組んでまいりたいと存じます。

今後とも、定住促進につきましては、町政の重要課題として取り組んでまいりますので、議員各位の様々なご意見・ご提言を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、2点目の「企業誘致の取り組みと成果」についてお答えをいたします。総合戦略におきましては、「企業及び研究施設の誘致」としており、当初は、本町出身者の企業訪問や大学連携を模索をしておりました。

また、愛媛県の企業誘致のホームページに遊休地を掲載をしていただき、これまでに数件の問い合わせや訪問がありましたが、残念ながら実現には至っていないところでございます。

次に、町の知名度向上と県外からの誘客を推進するために、大阪や東京都の本町出身者との連携をとるための組織を作りました。関西は「伊方サポート隊」、関東は「関東伊方ふるさと会」でございます。関西の伊方サポート隊は、瀬戸農業公園の風車公園跡地の整備にご尽力をいただきました。関東伊方ふるさと会は、昨年1月に設立をした後コロナ禍のため活動ができておらず、本町出身者の連携からの企業誘致の動きは今のところ出ておりません。

このような中で、先ほど述べましたように瀬戸アグリトピアの指定管理業務に、地域おこし協力隊員が会社を設立、受託し、運営をしていることは、町内で起業をする一歩であると感じております。また、町では、令和元年度に、町内での創業・企業を促進し、産業の活性化を図ることを目的として、経費の1/2以内、最大300万円を補助する、「創業・起業支援事業補助金」を設けましたが、民宿経営など3件の実績があり、移住・定住にもつながるものと期待をいたしているところでございます。

さて、議員ご指摘の「人は地方に動いている」ことや「コロナ禍によるリモートでの業務」等は、私も強い関心を持っております。本町でもCATV網の光ケーブルが敷設されているために、既にIT環境は整っていると考えております。

先般、サテライトオフィスの誘致に成功をしている徳島県美波町へ視察に出向き大いに参考になりました。移住と同じように企業誘致も段階を踏むことでハードルを下げ、まずは、本町に足を運んでいただくために、お試しサテライトオフィス等も必要ではないかと考えているところでございます。

また、県地域産業活性化協議会の事業や南予地域で実施をしておりますワーケーション誘致推進事業と連携をし、企業誘致を推進してまいりたいと存じます。

コロナ後の社会の在りようにつきましては、議員の申されるとおり地方への移住やオフィスの移転を行う個人や企業の増加が予測をされており、受け入れ体制を整え全国にアピールし、迎え入れたいとの考えは私も一致をすることでございました。積極的に実行してまいりたいと考えております。今後とも各方面にアンテナを張り、情報収集・発信に努めてまいりたいと存じます。

また、それと同時に、伊方町に来ていただくための条件整備にも努めてまいらなければなりません。既に、地方の市町村間において、都市部からの移住者の誘致が激化をいたしております。

本町が、現在持っている豊かな自然や人情味あふれる地域住民の皆様などの資源に加え、伊方町がどのような人を望み、どのようなことをしていただく企業が伊方町にとって良いのかということとを議論をし、伊方町と企業の双方が「良かった」と言われる企業誘致に結び付けたいと思っております。

議員各位のご協力も併せてお願いを申し上げます。

以上、福島議員の大綱1の私の答弁とさせていただきます。3点目のご質問は教育長から答弁をいたします。

○教育長（中井雄治） 議長

○議長（竹内一則） はい、教育長

○教育長（中井雄治） 福島議員の大綱1の3点目「学校統廃合計画」について、お答えさせていただきます。

議員ご案内のとおり、町内の小中学校につきましては、平成31年4月1日をもって、水ヶ浦小学校が伊方小学校と統合されたことにより、平成23年度に策定されました伊方町学校再編計画が実現し、現在に至っております。

しかしながら、町の人口減少は止まらず、町の出生数につきましては、令和元年度は23名、今年度は、2月末現在で25名となっており、今後も少子化が続くものと予測されます。

学校の児童生徒数につきましては、今年度は小学校281名、中学校159名の全体で440名となっており、6年後の令和8年度の予測では、小学校202名、中学校145名の全体で347名となり、93名の減となります。

このような現実を踏まえ、教育委員会といたしましては、児童生徒の保護者をはじめ、未就学児の保護者、中学生、各地区の区長・副区長、各学校の校長・教頭の総計703名を対象に、再編や学校の形態、これからの学校の在り方について、「子どもたちのより良い教育環境について考えるアンケート調査」を実施しました。

現在のところ回収が完了し、回収率は86.5%で、調査結果の取りまとめの作業を行っております。

議員ご質問の学校統廃合計画につきましては、様々な考えがあり、また、伊方町の細長い地形や集落が点在していることなども含め、多方面から検討していかなければならないと考えております。

このアンケート調査の結果も参考に、来年度、学校の再編を含めた検討委員会を立ち上げ、伊方町の宝である子どもたちの将来も見据え、最適な学校の在り方について、検討してまいりますので、よろしくお願いたします。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は、会議規則第55条を引用し、2回以内と定めます。福島議員、再質問はありませんか。

○議員（福島大朝） 議長

○議長（竹内一則） はい、福島議員

○議員（福島大朝） 丁寧に答弁をいただいて、ありがとうございます。本当にこう伊方町の手厚い支援があるなというのを感じました。そこでですね、昨年度ですか、湊浦の方で用地の販売をされたと思うんです。そこで、瀬戸の人なんですけど、湊って将来高校、八幡浜高校行っても便利が良いから、通勤もいいから、その土地を求めて行ったらしいんです。行った時ビックリしたらしいんです。かなりの公募者がいて、こんなにいるのかと、これは多分難しいなというような入札の制度なんで、行って外れたわけですね、その方は、保内の方に土地を買って家を建てるというような準備をされておりました。そういう需要と供給があるわけですね、今、三崎とか瀬戸では、中々そういうことはないと思うんですけど、やはり湊の役場の近くってというのは、それだけまだ住民の要望が多い土地ですので、今後ですね、やはり町有財産含めて、住民に土地を提供するようなお考えがあるのか、1点お尋ねいたします。

それとですね、今年度から新築、増築ですが100万円助成をすると、これは年齢制限とかあるのでしょうか。12件の助成があったと今答弁いただきましたが、その中に若者とか年代層ってというのはどうなのかということをお尋ねいたします。

それと令和元年に伊方町の議員視察で、泊村の方へ視察に行きました。行った感じ過疎化が進んで、伊方町の後10年迷ってというようなそのような村です。勉強することもいろいろございまして、多分そういうのも考えて、今年度から100万円の助成というのがあったと思うんです。その中で、泊はもう一歩踏み込んで、工務店、地元の工務店を使えば、300万まで助成をするというような取り組みがあって、それは、地域の経済効果にも大きく寄与するなと思っていいなと思いました。また、今年度から100万という助成がスタートしたばかりなんで、この経過を見ながらですね、将来そのような取り組みは、考えているのかどうか、お尋ねいたします。

2点目、企業誘致です。町長の答弁から、県のホームページで伊方町の遊休地を提案していると、私は、それを見てはいないんですけど、他の市町村も企業誘致にはすごく熱心です。私の会社にもいろんなパンフレットがきます。伊方町は、相手が来る、こちらからもう一歩踏み込んでですね、こういう土地、こういうものがある。今、学校問題、統合問題で、遊休地の学校があらゆるところで、遊んでるわけですね、この小学校全てをお使いになりませんか。というようなこっちから発信をするような、そうしてですね、やっぱり当然していただくには、そこら辺のメリット、電気代を半額補助、1年の半分を補助するとか。それが今の原子力の立地の方の補助金であるわけなんで、そういうものを含めてですね、ちゃんとしたモデルっていうものを企業誘致には提案しなくては中々来ない。こんな伊方町、素晴らしい、やっぱり観光、そして地域資源いっぱいある。そういうものをですね、やっぱり他の県からの人達が見たら、こんな宝物がこの地域に眠っているのかというの

が、多分あると思うんですよ。ですから、この企業誘致をしっかりと取り組んでいただきたいと思います。西予市の方ではですね、いろんなこうこういうことをやっています。私どもも今回西予市で、新しい事業立ち上げようと、今、取り組んで、いろんな支援策があつて、ちょっと伊方町の財政がまだ原子力というこういう税金が入ってくる地区とはちょっと違うんだらうなというのをすごく感じておりますので、是非、そこらしっかり総合政策課の方ですかね、しっかりと取り組んでいただく。

3点目、今、教育長の方から、アンケートを取って、来年度からそういうことを考えようということをお話をいただきました。私の地域の保護者の皆さんとたまに話するとですね、やっぱりそのことが一番ネックになつとるんです。学校の場所はどこになるの。家からどのぐらいの場所になるの。送迎はどうなるの。そういうことが小学校の家庭の保護者がよくこう言われています。多分、噂ではいろんな伊方町の中ではですね、瀬戸にできるとか、三崎にできるとか、伊方にできるとかそういう噂話だけが広がって、すごく心配だと、早くですねこの保護者、伊方町で安心して育てれる町づくりを実現するためには、しんどいものを早くしないと、どんどんどんどん保内とか八幡浜に身を移してしまう。若い人たちが。私の地域でも2件ぐらいそういう方がここ2年、保内の方に家を建ったというふうに。これは将来的にも帰ってこないんですね、1回出ると、ですからこれを早く来年度からするというんですけど、私からしたらですね、もっと早くしなくてはいけなかったんですよ。今になってでは、民間からの考え方では、すごくスピードがないと思うんですけど、是非、あの長期においては、今、町長さんが言われたように、人数がすくなくとも生徒の人数がすくなくともですね、リモートとか会議で子どもたちが都会と地域の方が学校教育を同じように教育ができるというようなそういうのをテレビでチラッと拝見してですね、こういう教育もあるんだらうな。この地域にいても都会と同じような教育を受けれる。そして、友達もできる。こういう地域でもしっかり教育できますよっていうのを、やっぱり今の子育て世代の若い人達にですね、説明をしっかりと残っていただきたい。これが大切であると思うんで、そういうことも少しお話を聞かせていただきたいと思います。

答弁が2回しか、再質問ないので、ただ議員さんはですね、言うことばかりだと、ああせいこうせいと言うことばかりとよく言われますんで、私から一つ提案をいたします。今、この村の問題点というものを洗い出しました。自分なりに4、5年すごく過疎化っていうのが、身に染みて感じております。働く人がほんとにいなくて、困ってる現状がずっと踏えて、どうしたらこの町が元気になるかって自分なりに問題点を洗い出しました。まず、仕事がない。都会から帰って来ても若者の仕事がない。そして、所得が低い、そして農業、漁業、一次産業を進めてる中でも、担い手がない。一番やっぱり私達が反省しないといけないのは、私達がこの伊方町をつくりあげてる。長男は残って、次男、三男は都会で、そして今は、優秀な人材は勉強してどんどん都会へっていうような流れで、この過疎化っていうのは、私達がつくりあげた町だと思います。そういう思いでですね、今回いろいろ私も何年前から過疎化っていうのをすごく関心をもってですね、現在、総務省から特定地域づくり事業協同組合制度というのが令和2年6月に施行されました。これって簡単に申

しますと地域に派遣会社をつくります。地域で困っている労働者の支えになる。そして、雇用される人材は地方に移住を希望する方、そして地域協力隊で任期を終えた、だいたい地域協力隊で任期を終えて、橋田さんみたいに起業する方そういないですね。ほとんど3年満了で終わると帰ってしまう。こういう人達の受け皿として、ここで起業できるまでの準備期間としてでも受け皿。そして、伊方町に住んでいる若い人たち、そして今日本の人口は、先ほど私申ししたんですけど、外国人の労働者が日本に来て、今、日本の人口っていうのは、減少率は下がっている。そして産業自体を見るともうこの外国人労働者を受け入れられない。仕方がないこれは、この地域にもそういう方がいます。そして、そういう3年間は研修で3年間で母国へ帰るんですけど、法律が変わってですね、特定技能という5年間延長されるんですね。この人たちのせっかく技術を学んだそういう人たちが3年で帰るんです。すごくこれもし5年間いたらすごい日本の経済がプラスになると言われてるんですね。派遣社員の中に入れれるというのが大きな魅力です。所得を400万と定めます。そして、まず、公募するんですけど、今、農家ですごく困ってるのは、1年のうちに10人、1、2、3この書き入れ時が人はいない。こういうところにこういう人材を回す。人の・・・というんですけども、これも農業だけじゃない。漁業も忙しい、何か月間は人が足りない。そういう時には、そこに行ってもらおう。そして、この12ヶ月を上手いことスケジュールを組んで、この移住促進のために400万という給料だします。12ヶ月、1ヶ月20間の労働で、それを上手いこと回すっていうこの仕組みなんですね。それが私ずっと興味があって、2、3ヶ月前からずっとやろうって思っていました。これには、行政の支援も当然あります。まず、この愛媛県の方にですね、特定地域づくりっていうのに認可をしてもらわないとスタートできない。今日ですね、私朝愛媛新聞を見たんですよ。早速、私みたいな人がいました。松野町で、早速、愛媛新聞でですね、特定地域づくり事業協同組合松野町設立とこれ愛媛県で初です。私この愛媛県で初で伊方町がこれを取り組んで伊方町にも視察かまた注目をあびて1号になろうということで、準備をしていました。4事業者が必要なんである程度、事業者とも計画を練って2,000万の出資で、1件あたり500万。資金を集めての事業なんですけど、そこらもだいたい出来上がっています。後は、伊方町がやるかやらないか。そういうことを私はね、いろんな場面で、職員の人達は、自分の仕事で手一杯だと思うんです。新しい事業とか新しいものがあるんな情報も中々受け入れられないっていうのが、今の伊方町。古いものは捨てられない、新しい事業に中々乗っからないというのが、こう今の伊方町だと思うんで、これはあんまり職員には負担ありません。後は、事業者が計画を練って、準備をしてやる。という事業スキルですので、是非この案件を見てですね、進めていっていただきたいと思いますが、このことについてもお尋ねいたします。

○議長（竹内一則） 只今の福島議員の再質問に対します理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） はい、町長

○町長（高門清彦） 様々な観点からの再質問ありがとうございます。

まず、1点目の湊浦地区の分譲地の関係でありますけれども、これは2地区分譲して二人の応募だったと思います。その前のやつだったと思うんですけれども、競争率結構高くて、入札になったというふうに聞いております。この湊浦地区に割合希望が集中をしております。我々もこの地区探しているんですが、中々相続の関係であったり、土地の価格であったり、いろんな点で適した土地を見つけることができない。昨年分譲した2件分は、町有地を売却をさせていただきました。今後とも、我々としてもこの希望が多い湊浦地区を中心に、あるいはもっと枠を広げて、他の地区も検討してもいいかなというふうに思いますけれども、特に若者向けの住宅等について、町として確保するように努力をしてまいりたいというふうに思います。

2点目の新築改築の年齢については、制度のことでございますので、担当課長から答弁をさせていただきます。

3点目の泊村の視察を受けての助成金の増額ということでございます。この事業を我々が考えたのは、皆さんが泊村に施設に行って帰ってから、確か全員協議会だったと思いますけれども、伊方町でも考えんかというふうなご指摘を受けまして、我々なりに考えさせていただきましたのが、今回の新築100万、改築50万というふうな線であったわけでございます。この増額につきましては、どの程度の需要があるのか、当初予測はつかなかったものですから、この金額に定めさせていただきましたけれども、需要の様子をみて、当年3年間を目標として、この事業をやっておりますので、見直すべき時がきましたら、見直しも含めて、検討をしてみたいというふうに思います。

次に、企業誘致にもっと、町としてのメリットを付けるというふうなご提言でございました。このことは、私も非常に共感をするものでございます。伊方町に企業が来れば、そういったメリットがあるんだということを情報発信力は、町として欠けている部分だというふうに思っております。そういったことを精査して、整理をして、そこに向けて情報発信をしっかりとやっていかなければ、企業誘致の競争には勝てないということは私も肝に銘じてございます。去年は、あの取り組みの企業にもお願いにはいきましたけれども、中々「うん、分かったよ」とは言っていただけかもしれませんけれども、諦めることなくこの努力は続けてまいりたいというふうに思います。是非、議員の皆さん方のそれぞれのいろんな繋がりがあろうかというふうに思います。企業あるいは、個人でも結構ですので、伊方に興味をもっているところがありましたら、ご紹介をいただければ幸いというふうに思います。

学校統合に関しては、教育長からご答弁をさせていただきます。

最後のご提言でございますけれども、私も今朝の愛媛新聞を見て、ああなるほどなど、実は勉強不足で大変恐縮なんですけれども、こういった事業があるということを知ったわけでございます。福島議員は、準備をして進めておられるということを知って、非常に頼もしく思っております。町としてもこの事業について、是非研究を進めて前向きに、取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○総合政策課長（橋本泰彦） 議長

○議長（竹内一則） 総合政策課長

○総合政策課長（橋本泰彦） 失礼いたします。今ほど、町長が答弁されましたが、その中で、定住促進奨励金の件でございます。この奨励金につきまして、年齢制限はございません。12名の方でございますが、正確な年齢はちょっと控えてございませんが、新築など、若い方が多く、最高でも66歳ぐらいの方だったと記憶しております。以上でございます。

○教育長（中井雄治） 議長

○議長（竹内一則） 教育長

○教育長（中井雄治） 福島議員の教育に関する再質問についてお答えいたします。議員のご心配の内容これについては、私も様々な方から聞くようになっており、伊方町の教育について、非常に大きな問題と捉えております。そういうところで、2月に教育委員会で、ある程度お諮りして、検討委員会を来年度立ち上げるということで、お認めいただき、そして当初予算に計上しているところでございます。この学校の再編につきましては、様々な考えがあると思います。議員ご指摘のとおり、通学時間の問題であるとか、また受け入れる学校の施設設備の問題、それから地域との関係、そういうふうなものがいろいろ複雑に絡み合っているというようなところもあります。再編のかたちにつきましても、統合ということもありますし、または義務教育学校、小中一貫学校、それから、通学区域を弾力化して伊方町全体をどこでもいけるかたちで、それから小規模特任制、小規模特認校制というのがありまして、一つの学校を魅力化するICTに特化する。そこへ町内のいろんな学校から自由に行き構わないというような制度であるとか、いろいろなかたちで、再編するってというようなこともあります。そういうところをしっかりと声を聴いて、実態をしっかりと把握して、そして対応していきたいと思っております。ただ、議員おっしゃる通り、スピード間というものも大切ですので、そういうような様々な視点からしっかりと考えていくということと併せて、検討させていただきたいと思っております。そして、その間は、何もしないのかということ、そういうことではありません。その間にいろいろなことを伊方町教育委員会としても打ち出したいと思っておりますし、現実にそういうことについて、対応をいたしているところでございます。先ほど、議員がおっしゃいました、ICT、タブレット等を使つての他の学校とのオンライン授業であるとか、そういうところの交流、そういう交流による考えを多様化するような事業を進めていくとか、合同学習それから学校と学校が一緒になって、今伊方町が実施しているのは、行事団体のことをかなりやっておりますが、そういうような統合学習でありますとか、集合学習であるとか、そういうような小規模校同士で一緒になって、授業を進めたりとか、そういうようなことも推進しております。また、部活面でもこれが一番中学校では問題になるんですけれども、その辺りにつきましても今のところ2校合同の部活は構わないという方向になっておりますので、そういうところを推進して行きたいと思っておりますし、また、小中学生に対して、休みの日などに対して、スポーツクラブですね、そういうのも立ち上げていろいろなこうスポーツに親しめる環境も作っていききたいと思っております。伊方の小規模校の小さい学校が多いという特性を活かしまして、そういうのを逆手にとって、やはりICTであるとかそういうものを利用して、言ってみれば伊方にできる教育、伊方だからそういうこ

ともできると、胸を張ってできる教育をこれから進めていこうと思っております。そういうところまたご支援ご協力のほどお願いいたします。以上、答弁いたします。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再々質問を許します。

○議員（福島大朝） 議長

○議長（竹内一則） はい、福島議員

○議員（福島大朝） 前向きな答弁いただきまして、ありがとうございます。また、教育長の方からいろんな私の拙い取り組みに進めている現状聞いておりますので少し安心して、また、私も保護者の方に伝えていきたいと思えます。これからの地域の若い人たちが安心して、教育、育てれる環境づくりをしていただけたらと思えます。以上です。答弁はいいです。

○議長（竹内一則） 以上で、福島議員の一般質問を終わります。暫時休憩いたします。再開は、午後1時から。

休憩 12時09分

再開 13時00分

議案第6号

○議長（竹内一則） 再開いたします。日程第5「町長の専決処分事故報告について（令和2年度伊方町一般会計補正予算（第10号）」議題第6号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 議案第6号 令和2年度伊方町一般会計補正予算（第10号）の専決処分事項報告について、説明を申し上げます。

補正内容は、新型コロナウイルスのワクチン接種のためのコールセンター設置に係る業務委託及び公共施設等における抗菌・抗ウイルス化のための業務委託の予算計上でございます。急を要するため令和3年2月19日付にて専決処分したものであります。

予算額は、歳入歳出それぞれ623万7千円を追加し、総額を105億4,546万9千円としたものであります。

歳出の主なものといたしましては、4款衛生費にコールセンター業務委託として、623万7千円を公共施設等抗菌・抗ウイルス化業務委託として6,380万円を計上いたしております。

これに対します主な歳入は、15款国庫支出金に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金として623万7千円を計上いたしております。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第6号「町長の専決処分事故報告について（令和2年度伊方町一般会計補正予算（第10号）」は、原案のとおり承認されました。

議題第7号

○議長（竹内一則） 続きまして、日程第6「伊方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」議題第7号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（坂本明仁） 議長

○議長（竹内一則） 総務課長

○総務課長（坂本明仁） 議案第7号 伊方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、パートタイム会計年度任用職員に係る期末手当の支給月数を見直し、正規職員と同じ割合で支給することを目的として条例の一部を改正するものでございます。

別添の参考資料、新旧対照表をご覧ください。

改正前の条例第25条第1項は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当について定めておりますが、前段で、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員の期末手当は伊方町職員の給与に関する条例の規定を準用する、としたうえで、読み替え規定として、給与条例の第19条第2項に定める「100分の130」を「100分の100」に引き下げております。

今回の改正において、この読み替え部分を削除することにより、正規職員の期末手当として定められた割合を、そのまま準用することといたします。

なお、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第7号「伊方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第8号

○議長（竹内一則） 日程第7「伊方町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」議案第8号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（竹内一則） 保健福祉課長

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 議案第8号 伊方町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、伊方町子ども医療費助成の対象範囲を15歳から18歳までに拡充することに伴い改正するものでございます。

別紙参考資料でご説明いたしますので、参考資料「新旧対照表」をお願いいたします。

第2条第1項中「15歳」を「18歳」に改め、同条第3項中「の各号」を削ります。第3条中「であって伊方町に住所を有する者でなければならない」を「とする」に改め、同条に「ただし、子どもが婚姻している場合は、当該子どもとする。」を加えます。

第5条第3項中「15歳」を「18歳」に改めます。

附則として、この条例は、令和3年4月1日から施行するとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（竹内一則） 末光議員

○議員（末光勝幸） 全員協議会の時にもご質問をさせていただいたわけですが、何点か疑問に思うところがあります。私もこの条例の制定にあたって、町民の方々のご意見をお伺いして、いろいろと考えたわけですが、まず、住民票が子どもだけでいいというようなことになっておりますけども、愛媛県で18歳未満の医療費を無料化したのは、鬼北町が平成28年にやっておりますけども、やはり北宇和高校があります。ありますけども、一応住民の条件としては、子どもと保護者というような条例になっております。また、2番手として新居浜それから先日では、内子ですか、新聞等に報道されておりましたけども、実際の今年の4月からということになりますと、愛媛県で2番目に伊方町が実施するという運びになろうかと思っておりますけども、例えば伊方町の子どもさんが松山の高校の寮に入ると、住民票も仮に移さなければならなくなると、そういった場合には、残念ながら医療費、松山市は15歳までですので、医療の無料化を受けられないような問題点が出てくるし、それから冒頭の町長さんのご挨拶にもありましたけども、三崎高校の高校生が伊方町民に同じく医療費の無料化を受けれるということを強調されたわけですが、そうすればですね、仮に八幡浜高校、川之石高校に在学してる子が子どもだけ住民票を伊方町に移すと、そうすると医療費の無料化を受けれるということを崩すわけにはいかないわけです。できるだけ子どもたちの生活環境を整えてあげるのが伊方町の魅力アップということで、この18歳医療無料化には、

反対ではないんですよ。若干、疑問点が残る。それら辺りを整理してもらいたいと思うんですが、住民基本台帳法にですね、第4条のところに住民の住所に関する法令の規定は、地方自治法第10条第1項に規定する住民の住所と異なる異議の住所を定めるものと解釈してはならないというところがあります。その地方自治法10条第2項にですね、住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負うと若干文言が違ったかもしれませんが、このような趣旨の法律が制定されております。住民登録の厳密に対処していくというのは、市町村の役割でもあろうと思います。意図的に住所があっちいたり、こっちいたりするような風潮を助長するようなことになりはしないかと心配する点もあるんですけども、例えば例として18歳未満の子どもは無償であるけども、ただし、三崎高校の生徒については、特例的な制限的なそういう条例の方向ができないものかと。今のままでは、若干両親に頼るというふうな面があるのではないかと心配しておりますので、ご検討のほどお願いしたいと思います。

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（竹内一則） 保健福祉課長

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 全協の席でもご質問されて、私の方からも回答はさせていただきましたが、可能性としては、ないとは言いきれないと思いますが、現実問題として、お爺さんお婆さんに預けるとか言うことは、まずないのではないかと考えております。三崎高校入って、寮生になれば当然住民票を移します。住民票があるから、この助成対象になるというようなことで、制度をつくらせていただきました。住民になれば、本庁にとって不利益があるのではないかというような趣旨ではないかと思うんですが、住民になっていただければ、例えば地方交付税の歳入の対象にもなりますし、こちらに生活していただけるということで、経済活性化の一助にもなるのではないかと思いますので、その点ご理解をしていただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（竹内一則） はい、末光議員

○議員（末光勝幸） 町での負担っていう観点から、保護者という文言を外すことによって、子どもだけということだけですから、当然納税者ではないわけです。伊方町の保護者が納税をするとその納税によって、納税を収めてない、保護者の子どもさんたちに医療費の無料化のお手伝いをするということは、非常に寛大な条例だと思いますけれども、そこにやはり一定のルールというかそういうものがないと、一方では負担がなくて、一方では負担があると、伊方町民が負担があると、そして松山市に住所が移したくても移せない。そういうふうな状況が予想されるわけです。例えば、学校以外に、18歳未満の子どもさんが仮に地元に戻って、歯医者さんなら歯医者さんを集中的に受けるとその自己負担は、伊方町民の方の税金の中から、補填するということで学校と生活とがそこまで大きな気持ちでいいですよというのであれば、そういう町民の同意ができればいいんですけども、金額的にはそんなに高くはないけれども、若干不公平感とかそういったものが出て、それによって、住民票が伊方町住民が増えるとか、そういうことはそんなに世帯が増えるとかそんなに考え

られないんじゃないかというふうに思っております。例えば、先ほど例を上げましたけども、新居浜市にしても内子町にしても多分保護者の文言は外れないと私は思いますけども、何ヶ月か後に分かると思いますけども、そういった点、条例は反対ではないんですけども、その辺りを十分に今後とも検討していただきたいと思っております。

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（竹内一則） 保健福祉課長

○保健福祉課長（小野瀬博幸） ご指摘ありがとうございます。運用に関しましては、十分検討していきたい。よろしくをお願いします。

○議長（竹内一則） 他にありませんか。

○議員（小泉和也） はい、議長

○議長（竹内一則） 小泉議員

○議員（小泉和也） さっき課長の答弁で三崎高校生のためにこういう制度をつくったという答弁があったんですが、基本的に子ども医療費、子どもがね、対象子どもで子どもが納税とか保険料とかね、医療費を払うのであれば、問題ないんですよ。負担するのは、親なんですよ。いいですか。三崎高校生の町外から来られてる子どもたちの親のためなんですよ。親が負担するんだから、さっき言われたように、仮に中学まで伊方にいました、特別な能力があるか、この周辺の学校では育たないんで、他の県外とか遠いところに行くとか、納めてるのは親ですよ。子どもを中学まで育てて、町のためにいろいろ貢献してきているわけですよ。子どもが住民票を移したと、その子たちのためには、何もありませんよというのはちょっと矛盾してるんじゃないかと思うんですけど、仮に先ほど末光議員さん言われたように、高額医療、祖父母が伊方にいました、町外やったら、伊方に住民票を移したら、医療費は無料になる。そういう病気の子どもが住民票を移すという可能性もできますよね。そういう場合どうするんですか。それは、医療費とるわけにはいかんですよ。18歳未満の負担ですからね、そういう問題もでてくるということですよ。町が行政がやることはやっぱり平等、やっぱり町民、親も町民ですから、平等にしないと一部の人間だけ、待遇をよくするとか、そういうことはしてはいけないんじゃないかと私は思うんですけどね、その点どうですかね。

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（竹内一則） 保健福祉課長

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 決して、公平に扱ってないと言われるわけではないんですが。制度をつくる時に先ほどおっしゃられましたような高額な方がこちらの方へ入院、可能性は中で検討させていただいたんですが、上限が確か国民健康保険でしたら、個人負担の上限が確か3万だったと思うんですが、高額上限までのあくまでもひと月の負担額ということで、そこら辺のことは内部で検討したんで、そういうのは少ないんじゃないかというふうなことで、今回提案させていただきました。

○議長（竹内一則） はい、小泉議員

○議員（小泉和也） 答弁なっていないやん。課長を責めるわけじゃないんですけど、やっぱり感覚はどっちにいったるんですか。子どものためにでしょう。子どものためだけど、負担するのは親なんですよ。いいですか。子ども医療って子どものためになっとるみたいに見えるけど、親なんですよ、負担するのは、何でも、医療費でも保険料、納税でもそうでしょう。それだったら、平等じゃないんじゃないんですかって、伊方町民が親で先ほど言いましたように子どもも中学校までとかです、育って町民で、どうしても町外に出て住民票移さなければならなかった時に、親伊方町にいるんですよ。その子どもの医療費は親が払わないかんでしょう。逆の考えで、親が町外で子どもだけ移しました、その親は医療費を負担しなくてもいいということなんです。税金はその住んでるところで、払ってるんですよ。これ平等ですか。僕は平等ではないと思うんですけどね。さっき言いよったように高額医療とか、3万で済むんですか。医療費のこといいよるんですよ。重い病気とかあるやないですか。住民票移したら、長くかかる病気もありますよ。住民票移ただけで、医療費がタダになるんですよ。分かります。だから、その辺も問題が出てくるんじゃないかと思うんですけど、そういう可能性はゼロじゃないでしょう。そういうのが増えたりとか、基本的に反対じゃないんですよ。私は、本当は先ほど末光議員さん言われたように、子どもと親にしたらどうですか。その方が平等でしょう。そういう思いはするんですけどね。この前の全協では、スルーしてしまっただけなんですけど、申し訳ないんですけど基本的には反対までするわけではないと思ってるんですけど、その辺ちょっと考えてもし直せるものなら次回直していくとかね、そういう考えはないですか。

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（竹内一則） はい、保健福祉課長

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 運用にあたりましては、実績等十分把握させていただきまして、もし実態にそぐわないような案件が出てくるようでしたら、その時点で検討させていただいたらと思います。

○議長（竹内一則） 他にありませんか。（「なし」の発言あり） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり） 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号「伊方町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第9号

○議長（竹内一則） 日程第8「伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について」議案第9号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（竹内一則） 保健福祉課長

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 議案第9号 伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、伊方町第8期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の策定による介護保険料の改訂に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

別紙参考資料でご説明いたしますので、参考資料「新旧対照表」をお願いいたします。

第4条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、第1号中「30,000円」を「31,800円」に、第2号中「45,000円」を「47,700円」に、第3号中「45,000円」を「47,700円」に、第4号中「54,000円」を「57,240円」に、第5号中「60,000円」を「63,600円」に、第6号中「72,000円」を「76,320円」に、第7号中「78,000円」を「82,680円」に第8号中「90,000円」を「95,400円」に、第9号中「102,000円」を「108,120円」に改めます。

第4条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に「18,000円」を「19,080円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に「18,000円」を「19,080円」に、「30,000円」を「31,800円」に改め、同条第4項中、「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項中「18,000円」を「19,080円」に、「42,000円」を「44,520円」に改めます。第7条第1項中「合計所得金額」の次に「(租税特別措置法)」の規定を加えます。附則に、8項「延滞金の割合の特例」を加えます。

附則として、この条例は令和3年4月1日から施行するとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第9号「伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第10号

○議長（竹内一則） 日程第9「伊方町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事業並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」議案第10号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（竹内一則） 保健福祉課長

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 議案第 10 号 伊方町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 38 号）の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

別紙参考資料でご説明いたしますので、参考資料「新旧対照表」をお願いいたします。

目次中第 6 章の次に、第 7 章雑則（第 33 条）を加えます。第 3 条に、第 5 項、第 6 項を加えます。第 5 条第 2 項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に、ただし書きを加えます。第 6 条第 2 項中「できること」の次に「前 6 箇月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前 6 箇月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加え、同条第 4 項中「第 6 項」を「第 7 項」に改めます。第 15 条第 9 号中「行う会議」の次に「テレビ電話装置を活用することができる旨の規定」を加え、第 20 号の次に第 21 号を加えます。第 20 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に第 6 号虐待の防止のための措置に関する事項を加えます。第 21 条に第 4 項を加えます。第 21 条の次に、第 21 条の 2 を加えます。第 23 条の次に、第 23 条の 2 を加えます。第 24 条に、第 2 項を加えます。第 29 条の次に、（虐待の防止）第 29 条の 2 を加えます。本則に、第 7 章雑則（電磁的記録等）第 33 条を加えます。

附則として、この条例は令和 3 年 4 月 1 日から施行するとしています。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 10 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号「伊方町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事業並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 11 号

○議長（竹内一則） 日程第 10「伊方町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について」議案第 11 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（竹内一則） 保健福祉課長

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 議案第 11 号 伊方町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

別紙参考資料でご説明いたしますので、参考資料「新旧対照表」をお願いいたします。

目次中、第 7 章の次に、第 8 章雑則（第 35 条）を加えます。第 3 条第 3 項中「法第 8 条の 2 第 18 項」を「法第 8 条の 2 第 16 項」に改め、同条に、第 5 項、第 6 項を加えます。第 15 条第 1 項中「第 45 条第 5 号」を「第 45 条第 5 項」に改めます。第 19 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に第 6 号「虐待の防止のための措置に関する事項」を加えます。第 20 条第 2 項中「担当させ」を「提供し」に改め、同条に第 4 項を加えます。第 20 条の次に、第 20 条の 2 を加えます。第 22 条の次に、第 22 条の 2 を加えます。第 23 条に、第 2 項を加えます。第 28 条の次に、（虐待の防止）第 28 条の 2 を加えます。第 30 条第 2 項中「5 年間」を「2 年間」に改めます。第 32 条第 9 号中「行う会議」の次に「テレビ電話装置を活用して行うことができる規定」を加え、同条第 17 号中「第 13 号」を「第 14 号」に改めます。本則に、第 8 章雑則（電磁的記録等）第 35 条を加えます。

附則として、この条例は令和 3 年 4 月 1 日から施行するとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 11 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号「伊方町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 12 号

○議長（竹内一則） 日程第 11「伊方町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について」議案第 12 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（竹内一則） 保健福祉課長

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 議案第 12 号 伊方町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

今回の改正は大幅な改正となっているため、現在、伊方町内でこの条例の適用を受ける指定地域密着型サービスを提供する事業所である『認知症対応型共同生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護』についての改正のみ内容を説明させていただきます。新旧対照表をお願いいたします。

目次中、第 9 章の次に第 10 章雑則を加えます。第 3 条に第 3 項、第 4 項を加えます。第 110 条第 1 項中「をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、同項にただし書を加えます。第 110 条第 5 項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第 10 項中「第 9 項」を「第 10 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条中第 9 項を第 10 項とし、第 8 項の次に第 9 項を加えます。第 111 条第 1 項ただし書中「、当該管理者は」を削り、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に第 2 項を加えます。第 113 条第 1 項中「又は 2」を「以上 3 以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1 又は 2）」に改め、同項ただし書を削ります。第 117 条第 7 項第 1 号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第 8 項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に第 1 号、第 2 号を加えます。第 122 条第 2 号中「介護」を削り、同条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に第 7 号虐待の防止のための措置に関する事項を加えます。第 123 条第 1 項中「介護従業者」を「従業者」に改め、同条第 3 項に「その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に第 4 項を加えます。第 151 条第 1 項第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第 3 項ただし書きを削り、同条第 8 項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第 1 号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第 2 号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、「又は又は」を「又は」に改め、同項第 3 号及び第 4 号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第 13 項中「いう」の次に「。以下同じ」を、「施設の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加えます。第 152 条第 1 項第 1 号アただし書を「ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、2 人とすることができる。」に改めます。第 157 条第 6 項第 1 号及び第 158 条第 6 項に「(テレビ電話等を活用して会議を行うことができる規定)」を加えます。第 163 条の次に(栄養管理) 第 163 条の 2 及び(口腔衛生の管理) 第 163 条の 3 を加えます。第 169

条各号列記以外の部分並びに第1号及び第5号中「指定地域密着型介護老人福祉施設の」を「施設の」に改め、同条第8号中「指定地域密着型介護老人福祉施設の」を「施設の」に改め、同条第9号とし、同条第7号の第8号) 虐待の防止のための措置に関する事項を加えます。第170条第3項に「その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に第4項を加えます。第172条第6項第3号及び第176条第1第3号に「テレビ電話等を活用して会議を行うことができる規定」を加え、同条に第4項を加えます。第177条中「5年間」を「2年間」に改めます。第181条第1項第1号ア中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同条ア（ウ）中「次のいずれかを満たすこと」を「10.65平方メートル以上とすること。ただし、（ア）ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること」に改め、同条ア（ウ）a及びbを削る。本則に、第10章 雑則（電磁的記録）第204条を加えます。

附則として、この条例は令和3年4月1日から施行するとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第12号「伊方町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第13号

○議長（竹内一則） 日程第12「伊方町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について」議案第13号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（竹内一則） 保健福祉課長

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 議案第13号 伊方町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

今回の改正は大幅なため、現在、伊方町内でこの条例の適用を受ける指定地域密着型サービスを提供する事業所である『認知症対応型共同生活介護』についての改正のみ内容を説明させていただきます。新旧対照表をお願いいたします。

目次中、第4章の次に第5章雑則（第91条）を加えます。第3条の2項の次に、3項、4項を加えます。第71条第1項中「）をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を、加え、同項にただし書きを加えます。同条第5項本文中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同項ただし書中「、当該計画作成者は」を削り、「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に第9項を加えます。

第72条第1項中「、当該管理者は」を削り、同条第2項中「第71条第2項」を「第71条第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に第2項を加えます。

第74条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削ります。

第78条第3項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、「介護従事者」を「介護従業者」に改め、同項第3号中「介護従事者」を「介護従業者」に改めます。

第80条第2号中「介護」を削り、同条中第7号を第8号とし、第6号の次に第7号「虐待の防止のための措置に関する事項」を加えます。

第81条第1項及び第2項中「介護従業者」を「従業者」に改め、同条第3項に「その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加えます。また、同条に第4項を加えます。

第87条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に第1号、第2号の各号を加えます。

第87条第5項中「指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業」を「事業」に改めます。

本則に、第5章 雑則（電磁的記録等）を加えます。

附則として、この条例は、令和3年4月1日から施行するとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（竹内一則） 末光議員

○議員（末光勝幸） この条例の改正について、運用規定の改正が至るところにでてくると思うのですが、町して運用規定の改正をどのように確認するのか手法を教えてくださいと思います。

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（竹内一則） 保健福祉課長

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 各施設につきまして、町の方で監査、年間入っておりますので、その時にできてるかどうかのチェックを行う予定としております。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（竹内一則） はい、末光議員

○議員（末光勝幸） 監査は年度末ですか。

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（竹内一則） はい、保健福祉課長

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 昨年度は、年度途中 10 月だったと思います。

○議長（竹内一則） はい、いいですか。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 13 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号「伊方町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 14 号

○議長（竹内一則） 日程第 13「伊方町戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第 14 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（山藤一也） 議長

○議長（竹内一則） 上下水道課長

○上下水道課長（山藤一也） 議案第 14 号 伊方町戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、浄化槽の一部改正により浄化槽処理促進区域として明確化し、今までに明記されていなかった排水設備設置に伴う取扱いの明確化、用語の整理、そのほか所要の改正をし、関係する本条例の一部を改正する条例制定を提案するものでございます。改正内容につきましては、別紙の参考資料、新旧対照表でご説明させていただきます。

1 頁をお願いいたします。まず、第 1 条は「この条例は、町が施行する戸別合併処理浄化槽の設置及び維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。」に改めます。第 2 条は(1)から(6)までは内容を改めています。

2 頁をお願いいたします。第 2 項中「その他」を「前項に規定するもののほか、」に、「浄化槽法で」を「法において」に改めています。第 3 条の「処理区域」を「浄化槽処理促進区域」に改めます。内容については「町が設置する戸別合併処理浄化槽により、し尿と併せて雑排水の処理を行おうとする区域は、伊方町生活排水処理基本計画による。」を、「町が設置する戸別合併処理浄化槽により汚水の処理を行おうとする区域は伊方町生活排水処理基本計画によって定めた区域とし、法第 12 条の 4 第 3 項の規定により、これを公告しなければならない。公告した事項を変更しようとするときも同様とする。」に改めています。第 4 条は「浄化槽処理促進区域内の住宅所有者は、町長に対し戸別合併処理浄化槽の設置を町が定めるところにより申請することができる。」に改めています。第 2 項中「申請が実施要綱の規定に適合していると認めたときは、」を「規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、法第 12 条の 5 の規定により」に、「と協議」を「に通知」に改めます。

3 頁をお願いいたします。第 6 条からは今までに明記されていなかった、（排水設備の設置）第 7 条に（排水設備の構造基準）第 8 条に（排水設備の計画の確認）第 9 条に（排水設備の工事の実施）を追加しております。4 頁をお願いいたします。第 10 条に（排水設備の工事の検査）第 20 条に（戸別合併処理浄化槽の移動等）を追加しております。改正前の「第 6 条から第 14 条」を「第 11 条から第 19 条」に「第 15 条・第 16 条」を「第 21 条・第 22 条」にするものでございます。

なお、この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。といたしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 14 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号「伊方町戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。2 時 10 分まで。

休憩 14 時 01 分

再開 14 時 10 分

議案第 15 号

○議長（竹内一則） 再開いたします。日程第 14「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」議案第 15 号を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（菊池暁彦） 議長

○議長（竹内一則） 町民課長

○町民課長（菊池暁彦） 議案第 15 号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

このたびの改正は、特措法の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義改正のための関係条例の整理を行う条例制定となっております。

改正内容を新旧対照表にて、ご説明いたしますので、別添の参考資料をお願いいたします。

法の規定を引用している 3 条例について、法改正と同様に、新型コロナウイルス感染症の定義部分の改正を行うものでございまして、実質的な内容変更を伴わない形式的な改正となっております。

なお、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 15 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 16 号

○議長（竹内一則） 日程第 15 「伊方町道路新設改良工事基金条例制定について」議案第 16 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（竹内一則） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 議案第 16 号 伊方町道路新設改良工事基金条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本条例は、町道三崎地区内 1 号線道路新設事業、町道仁田之浜地区内 1 号線道路新設事業、町道塩成港線道路改良事業及び町道湊浦奥線道路改良事業の 4 事業の計画におきまして、工事に要する費用に電源立地地域対策交付金の財源をもって、その費用に充てるため、本条例を制定するものです。

本条例は、第 1 条から第 7 条までの構成で、第 1 条に設置、「伊方町電源立地地域対策交付金事業（伊方町道路新設改良工事）に要する費用に充てるため、伊方町道路新設改良工事基金を設置する。」としております。第 2 条に積み立てとして、伊方町電源立地地域対策交付金事業の財源をも

って基金に積み立てる額としております。第3条に管理、第4条に運用益金の処理、第5条に繰り替え運用の処理を、第6条の処分につきましては、第1条の目的を達成するため、規則で定める事業の財源に充てる場合に限り、処分することができることとしております。第7条は委任であります。

附則といたしまして、1に、この条例は、公布の日から施行する。2に、この条例は、基金設置の目的により処分した日に、その効力を失う。としております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第16号「伊方町道路新設改良工事基金条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第17号

○議長（竹内一則） 日程第16「伊方町電源立地地域対策交付金鳥津道路新設基金条例制定について」議案第17号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（竹内一則） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 議案第17号 伊方町電源立地地域対策交付金鳥津道路新設基金条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本条例は、町道鳥津国道線道路新設事業の計画におきまして、工事に要する費用に電源立地地域対策交付金の財源をもって、その費用に充てるため、本条例を制定するものです。

本条例は、第1条から第7条までの構成で、第1条に設置、「伊方町電源立地地域対策交付金事業（鳥津道路新設事業）に要する費用に充てるため、伊方町電源立地地域対策交付金鳥津道路新設基金を設置する。」としております。第2条に積み立てとして、伊方町電源立地地域対策交付金事業の財源をもって基金に積み立てる額としております。第3条に管理、第4条に運用益金の処理、第5条に繰り替え運用の処理を、第6条の処分につきましては、第1条の目的を達成する財源に充てる場合に限り、処分することができることとしております。第7条は委任であります。附則といたしまして、1に、この条例は、公布の日から施行する。2に、この条例は、基金設置の目的により処分した日に、その効力を失う。といたしております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 17 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号「伊方町電源立地地域対策交付金鳥津道路新設基金条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 18 号

○議長（竹内一則） 日程第 17「伊方町原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金地域活性化事業運営基金条例を廃止する条例制定について」議案第 18 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総合政策課長（橋本泰彦） 議長

○議長（竹内一則） 総合政策課長

○総合政策課長（橋本泰彦） 議案第 18 号 伊方町原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金地域活性化事業運営基金条例を廃止する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、伊方町原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金地域活性化事業運営基金の設置目的による処分が完了したため、条例を廃止するものでございます。

本案の基金でございますが、平成 29 年度に基金を造成し、一般廃棄物収集運搬業務委託、スクールバス運行管理業務委託及び地域環境作業対策事業の 3 事業を実施して現在にいたっておりますが、今後の基金積み増しが不能となったため廃止するものであります。

なお、この条例は、令和 3 年 3 月 31 日施行するものであります。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 18 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 18 号「伊方町原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金地域活性化事業運営基金条例を廃止する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 19 号

○議長（竹内一則） 日程第 18「伊方町居宅介護支援事業所設置条例を廃止する条例制定について」議案第 19 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（竹内一則） 保健福祉課長

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 議案第 19 号 伊方町居宅介護支援事業所設置条例を廃止する条例について、提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、伊方町居宅介護支援事業所を廃止したため提案するものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するとしております。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 19 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号「伊方町居宅介護支援事業所設置条例を廃止する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 20 号

○議長（竹内一則） 日程第 19 「令和 2 年度伊方町一般会計補正予算（第 11 号）」議案第 20 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 20 号 令和 2 年度伊方町一般会計補正予算（第 11 号）の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ 8,008 万 4 千円を増額し、総額を 106 億 2,555 万 3 千円とするものであります。

内容といたしましては、各事業費等の精算見込による減額を計上したほか、歳出における増額として、水道事業会計補助金に 4,984 万 5 千円、漁業共済掛金補助に 377 万 6 千円、伊方町道路新設改良工事基金積立金に 4 億 7,721 万 2 千円、伊方町電源立地地域対策交付金鳥津道路新設基金積立金に 5,677 万円などを計上いたしております。

一方、歳入につきましては、伊方町道路新設改良工事基金積立金交付金に 4 億 7,721 万 2 千円、伊方町電源立地地域対策交付金鳥津道路新設基金交付金に 5,677 万円、三崎ウインド・パワー出資配当金に 3 千万円などを計上いたしております。

次に、第 2 表繰越明許費については、25 事業 2 億 714 万 8 千円を計上いたしております。

以上、令和 2 年度伊方町一般会計補正予算（第 11 号）の主な説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、ご質問等がございましたら、担当課長より説明をさせますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） お諮りいたします。審議の方法は、歳入歳出とも項を追っていきたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、歳出から項を追って審議を進めてまいります。

予算書の22頁をお開きください。

1 款 議会費

1 項 議会費（22頁） 質疑ありませんか。

2 款 総務費

1 項 総務管理費（22頁～28頁） 質疑ありませんか。

2 項 徴税費（28頁～29頁） 質疑ありませんか。

3 項 戸籍住民基本台帳費（29頁） 質疑ありませんか。

4 項 選挙費（29頁） 質疑ありませんか。

5 項 統計調査費（29頁～30頁） 質疑ありませんか。

6 項 監査委員費（30頁） 質疑ありませんか。

3 款 民生費

1 項 社会福祉費（30頁～32頁） 質疑ありませんか。

2 項 児童福祉費（32頁～34頁） 質疑ありませんか。

3 項 老人福祉費（34頁～35頁） 質疑ありませんか。

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費（35頁～39頁） 質疑ありませんか。

2 項 清掃費（39頁～40頁） 質疑ありませんか。

3 項 水道費（40頁） 質疑ありませんか。

4 項 下水道費（41頁） 質疑ありませんか。

6 款 農林水産業費

1 項 農業費（41頁～43頁） 質疑ありませんか。

2 項 林業費（44頁） 質疑ありませんか。

3 項 水産業費（44頁～45頁） 質疑ありませんか。

7 款 商工費

1 項 商工費（45頁～47頁） 質疑ありませんか。

8 款 土木費

1 項 土木管理費（47頁） 質疑ありませんか。

2 項 道路橋梁費（47頁～48頁） 質疑ありませんか。

4 項 住宅費（49頁） 質疑ありませんか。

5 項 公園費（49頁） 質疑ありませんか。

6 項 公共下水道費（50頁） 質疑ありませんか。

7 項 集会所費（50頁） 質疑ありませんか。

9 款 消防費

1 項 消防費 (50 頁～51 頁) 質疑ありませんか。

10 款 教育費

1 項 教育総務費 (52 頁～53 頁) 質疑ありませんか。

2 項 小学校費 (53 頁～54 頁) 質疑ありませんか。

3 項 中学校費 (54 頁～55 頁) 質疑ありませんか。

4 項 社会教育費 (55 頁～58 頁) 質疑ありませんか。

5 項 保健体育費 (58 頁～60 頁) 質疑ありませんか。

11 款 災害復旧費

4 項 その他施設災害復旧費 (60 頁) 質疑ありませんか。

12 款 公債費

1 項 公債費 (60 頁) 質疑ありませんか。

歳出全般について、質疑ありませんか。

次いで、歳入に入ります。11 頁をお開きください。

2 款 地方譲与税

1 項 地方揮発油譲与税 (11 頁) 質疑ありませんか。

2 項 自動車重量譲与税 (11 頁) 質疑ありませんか。

3 款 利子割交付金

1 項 利子割交付金 (11 頁) 質疑ありませんか。

6 款 法人事業税交付金

1 項 法人事業税交付金 (11 頁) 質疑ありませんか。

9 款 自動車環境性能割交付金

1 項 自動車環境性能割交付金 (11 頁) 質疑ありませんか。

13 款 分担金及び負担金

1 項 分担金 (12 頁) 質疑ありませんか。

2 項 負担金 (12 頁) 質疑ありませんか。

14 款 使用料及び手数料

1 項 使用料 (12 頁) 質疑ありませんか。

15 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金 (13 頁) 質疑ありませんか。

2 項 国庫補助金 (13 頁～14 頁) 質疑ありませんか。

3 項 委託金 (15 頁) 質疑ありませんか。

16 款 県支出金

1 項 県負担金 (15 頁) 質疑ありませんか。

2 項 県補助金 (16 頁～17 頁) 質疑ありませんか。

3 項 委託金 (17 頁) 質疑ありませんか。

17 款 財産収入

1 項 財産運用収入 (17 頁～18 頁) 質疑ありませんか。

18 款 寄付金

1 項 寄付金 (18 頁) 質疑ありませんか。

19 款 繰入金

2 項 基金繰入金 (18 頁～19 頁) 質疑ありませんか。

21 款 諸収入

2 項 町預金利子 (19 頁) 質疑ありませんか。

5 項 貸付金元利収入 (19 頁) 質疑ありませんか。

7 項 雑入 (19 頁～21 頁) 質疑ありませんか。

22 款 町債

1 項 町債 (21 頁) 質疑ありませんか。

歳入全般について、質疑ありませんか。(「なし」の発言あり)

次いで、表紙に帰って「繰越明許費第 2 条第 2 表」の質疑ありませんか。(「なし」の発言あり)
第 2 表は、6 頁～7 頁にあります。

次いで、表紙に帰って、「地方債の補正第 3 条第 3 表」の質疑ありませんか。第 3 表は、8 頁にあります。(「なし」の発言あり)

この補正予算全般について、質疑ありませんか。(「なし」の発言あり)

以上で、質疑を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認めます。

これより議案第 20 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり) 異議なしと認めます。

よって、議案第 20 号「令和 2 年度伊方町一般会計補正予算 (第 11 号)」は、原案のとおり可決されました。

議案第 21 号

○議長 (竹内一則) 日程第 20 「令和 2 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)」議案第 21 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長 (菊池暁彦) 議長

○議長 (竹内一則) 町民課長

○町民課長 (菊池暁彦) 議案第 21 号 令和 2 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) について、提案理由をご説明いたします。

事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,346 万 3 千円を減額し、

総額を 16 億 2,068 万 9 千円。

直営診療施設勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,828 万 6 千円を減額し、総額を 5 億 1,169 万 4 千円とするものでございます。

それでは、事業勘定の歳出より主なもののご説明をいたしますので、8 頁をお願いいたします。

2 款 1 項療養諸費は、療養給付費等の決算見込みにより、3,985 万 5 千円を減額しております。2 項高額療養費につきましては、決算見込みにより、916 万円増額しております。

10 頁をお願いいたします。7 款 1 項基金積立金は、令和元年度単年度の収支額を基に 587 万 7 千円を計上しております。

11 頁をお願いいたします。9 款 2 項繰入金は、へき地直営診療所の運営費に係る、特別調整交付金の交付見込額に合わせて 1,130 万 8 千円増額しております。

次に歳入でございますが、6 頁をお願いいたします。4 款 1 項県補助金は、今年度の交付見込額に基づき 3,411 万 9 千円を減額しております。

続きまして、直営診療施設勘定をご説明いたします。

九町診療所の歳出からご説明いたしますので、30 頁をお願いいたします。2 款 1 項医業費は、決算見込みにより 153 万 8 千円減額しております。

これに対する歳入ですが、28 頁をお願いいたします。5 款 2 項事業勘定繰入金は、特別調整交付金の交付見込額に基づき、215 万 3 千円減額しております。

次に、瀬戸診療所の歳出について、ご説明いたしますので、38 頁をお願いいたします。1 款 1 項施設管理費は、人件費及び物件費の減により 1,052 万円減額しております。

39 頁をお願いいたします。2 款 1 項医業費は、決算見込みにより 1,085 万 2 千円減額しております。

これに対する歳入ですが、36 頁をお願いいたします。1 款 2 項外来収入は、477 万 8 千円、決算見込みにより、減額しております。

37 頁をお願いいたします。5 款 1 項他会計繰入金は、決算の推計により、2,648 万 7 千円減額、2 項事業勘定繰入金は、特別調整交付金の交付見込額に基づき、1,070 万 7 千円増額しております。

次に、串診療所の歳出について、ご説明いたします。46 頁をお願いいたします。1 款 1 項施設管理費は、人件費の減により 320 万 1 千円減額しております。

これに対する歳入ですが、44 頁をお願いいたします。5 款 1 項他会計繰入金は、決算の推計により 433 万 9 千円減額、2 項事業勘定繰入金は、特別調整交付金の交付見込額に基づき、275 万 4 千円増額しております。

最後に 23 頁をお願いいたします。オンライン資格確認導入に係る備品購入費について、繰越明許費を計上しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 21 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 21 号「令和 2 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第 22 号

○議長（竹内一則） 日程第 21「令和 2 年度伊方町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）」議案第 22 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 議長

○議長（竹内一則） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 議案第 22 号 令和 2 年度伊方町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、予算総額から、歳入歳出それぞれ 287 万 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,837 万 6 千円とするものでございます。

まず、歳入から説明させていただきますので、5 頁をお開き願います。1 款 1 項 1 目給食費徴収金につきましては、新型コロナの影響や警報発令等によりまして臨時休校により、当初予定しておりました、給食数が、日数の減によりまして、約 1 万食の減となる見込みでございます。そのため 300 万円を減額しております。2 款 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、検食用の材料費等の実績見込みを 3 万 7 千円を計上いたしております。3 款 1 項 1 目繰越金につきましては、前年度からの繰越金といたしまして、8 万 4 千円を計上いたしております。4 款 1 項 1 目諸収入につきましては、消費税還付金を 8 千円を計上し、廃油引取料を 2 千円減額し、6 千円を計上いたしております。

次に歳出につきまして説明いたしますので、6 頁をお開き願います。1 款 1 項 1 目給食費につきまして、先ほどの、歳入予算の減額に伴い、賄材料費を 287 万 3 千円減額しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 22 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号「令和 2 年度伊方町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第 23 号

○議長（竹内一則） 日程第 22「令和 2 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）」議案第 23 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（菊池暁彦） 議長

○議長（竹内一則） 町民課長

○町民課長（菊池暁彦） 議案第 23 号 令和 2 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由をご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 222 万円を減額し、総額を 1 億 8,015 万 3 千円とするものでございます。

歳出より、ご説明いたしますので、6 頁をお願いいたします。2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料算定額の減額変更に伴い 76 万 9 千円減額しております。

7 頁をお願いいたします。4 款 1 項 1 目健康診査費は、健康診査の受診者数の減少に伴い、委託料を 95 万 6 千円減額しております。

次に歳入でございしますが、5 頁をお願いいたします。1 款 1 項後期高齢者医療保険料は、収納見込みにより 168 万 5 千円減額しております。5 款 3 項受託事業収入は、健康診査の受診者数の減少に伴い 112 万 8 千円減額しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 23 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 23 号「令和 2 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第 24 号

○議長（竹内一則） 日程第 23「令和 2 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」議案第 24 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（竹内一則） 保健福祉課長

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 議案第 24 号 令和 2 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、介護保険事業における令和元年度の給付実績等をもとに、今後の支出見込み額を

精査し、必要となる予算といたしまして、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1,206 万 8 千円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 13 億 7,549 万 8 千円に、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 78 万 9 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 1,414 万 5 千円とするものでございます。

それでは、補正の主なものについて、保険事業勘定の歳出からご説明いたしますので、8 頁をお願いいたします。1 款 1 項総務管理費において、介護保険システム改修の精算等により 25 万円の減額、同じく 1 款 3 項介護認定審査会費において手数料の減少等により 81 万円を減額。

次に、2 款保険給付費でございますが、1 項介護サービス等諸費では、決算見込みにより 675 万 6 千円の減額、2 項介護予防サービス等諸費では、決算見込みにより 29 万 6 千円を減額しております。3 項その他諸費から 10 頁の 6 項特定入所者介護サービス等費につきましては、国県補助金等の交付額決定に伴い、給付費の財源内訳を補正するものでございます。

次に、10 頁から 12 頁の 5 款地域支援事業費でございますが、主なものといたしまして、1 項介護予防生活支援サービス事業費で 184 万 5 千円の減額。3 項包括的支援事業任意事業で 167 万 9 千円の減額をしております。12 頁の 6 款基金積立金では、現時点での決算見込みにより 64 万円を追加いたしております。

これに係る歳入ですが、5 頁をお願いいたします。1 款 1 項介護保険料は 1 号被保険者数の減少により 119 万 8 千円の減額。4 款国庫支出金、6 頁の 5 款支払基金交付金、6 款県支出金につきましては、介護給付費等の決算見込み額から算出した、負担金補助金等の見込み額及び既に決定されている決定額をもとに補正計上してございます。

次に、8 款 1 項一般会計繰入金につきましては、決算見込み額から算出した一般会計負担分について 314 万 2 千円を減額しております。

続いて、介護サービス事業勘定ですが、27 頁をお願いします。コロナウイルス感染症対策の影響で各種研修会が中止となったため、旅費研修会参加負担金が不要となり、総額で 78 万 9 千円を減額しております。

これに係る歳入ですが、26 頁をお願いいたします。1 款 1 項介護予防給付費収入で 41 万 4 千円、2 項介護予防ケアマネジメント費収入で 25 万 9 千円、2 款繰入金で 11 万 6 千円を減額しております。

以上、令和 2 年度介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明とさせていただきます。

ご審議のうへ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 24 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 24 号「令和 2 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」は、原案のとおり

り可決されました。

議案第25号

○議長（竹内一則） 日程第24「令和2年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」議案第25号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（山藤一也） 議長

○議長（竹内一則） 上下水道課長

○上下水道課長（山藤一也） 議案第25号 令和2年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,072万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,547万7千円とするものでございます。

まず歳出であります。7頁をお願いいたします。主なものとしまして1款1項1目公共下水道管理費の10節需用費は実績見込みとして103万4千円を減額しています。12節委託費は189万円減額しています。これは、処理場管理委託費の変更による減と汚泥処理量の減によるものです。13節使用料及び賃借料は28万8千円減額しております。これは、災害時等の停電対応に伴う発電機リース料の減によるものでございます。14節工事請負費は606万5千円減額しております。これは、国費対応でできる分については次期工事としたためでございます。18節負担金補助及び交付金を44万6千円減額しています。これは、加入促進補助金の実績減となったためでございます。2款1項1目公共下水道建設費8節旅費、10節需用費、11節役務費はそれぞれ実績見込みとして減額しております。14節工事請負費につきましては、今年度分の公共柵設置工事实績見込みにより79万4千円の減額をしています。

続きまして歳入ですが、6頁をお願いいたします。1款1項1目公共下水道使用料を56万4千円減額、3款1項1目一般会計繰入金から1,021万9千円を減額しております。

3頁をお願いいたします。第2表、繰越明許費でございます。2款1項の公共下水道建設費ですが国費事業分の5事業の7,400万円としております。繰越理由にしましては基本計画策定業務、処理場・ポンプ場、管路施設については施設情報の収集整理、現地踏査に日数がかかったのと、管路調査業務については交通誘導員がコロナ渦により確保困難等により年度内完成が難しくやむなく繰越をお願いするものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 25 号「令和 2 年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第 26 号

○議長（竹内一則） 日程第 25「令和 2 年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」議案第 26 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（山藤一也） 議長

○議長（竹内一則） 上下水道課長

○上下水道課長（山藤一也） 議案第 26 号 令和 2 年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由をご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 667 万 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,336 万 1 千円とするものでございます。

まず歳出であります。7 頁をお願いいたします。1 款 1 項 1 目小規模下水道管理費でございますが、実績見込みとして減額しております。主なものとして、14 節工事請負費は機器の部品交換に変更した減による実績見込みとして 385 万 6 千円を減額しております。1 款 1 項 2 目の小規模下水道建設費でございますが、主なものとして、14 節工事請負費は国費事業分の入札減等により 107 万 5 千円を減額しております。

続きまして歳入ですが、5 頁をお願いいたします。事業費等の確定により 3 款 1 項 1 目一般会計繰入金 534 万円の減額、3 款 2 項 1 目基金繰入金を 100 万 3 千円の減額、4 款 1 項 1 目消費税還付金は令和元年度分の消費税及び地方消費税の確定に伴う還付金として 46 万 4 千円を増額しております。

6 頁をお願いいたします。7 款 1 項 1 目国庫支出金 43 万 9 千円を減額補正としております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 26 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 26 号「令和 2 年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第 27 号

○議長（竹内一則） 日程第 26「令和 2 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）」議案第 27 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（山藤一也） 議長

○議長（竹内一則） 上下水道課長

○上下水道課長（山藤一也） 議案第 27 号 令和 2 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由をご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 890 万 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,548 万円とするものでございます。

まず歳出であります。8 頁をお願いいたします。1 款 1 項 1 目一般管理でございますが、実績見込みとして減額しております。2 款 1 項 1 目建設改良費でございますが、事業量の確定により減額しております。主なものとして、15 節工事請負費 719 万 6 千円を減額しております。

次に歳入ですが、6 頁をお願いいたします。事業費の確定及び実績見込みとして 1 款分担金及び負担金 70 万 6 千円、2 款使用料 113 万 5 千円、3 款国庫支出金 269 万 6 千円、4 款県支出金 62 万 5 千円、それぞれ減額しております。

7 頁をお願いいたします。7 款下水道事業債 370 万円を減額しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 27 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 27 号「令和 2 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第 28 号

○議長（竹内一則） 日程第 27 「令和 2 年度伊方町水道事業会計補正予算（第 4 号）」議案第 28 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（山藤一也） 議長

○議長（竹内一則） 上下水道課長

○上下水道課長（山藤一也） 議案第 28 号 令和 2 年度伊方町水道事業会計補正予算（第 4 号）につきまして、ご提案理由をご説明いたします。

表紙の第 2 条でございますが、収益的収入の支出でございますが、事業収益、水道事業収益におきまして 5,857 万 2 千円を追加し、総額 3 億 9,157 万 1 千円とするものでございます。

主に、第 1 項営業収益におきましては、817 万 2 千円を追加。第 2 項営業外収益におきまして、5,041 万 1 千円を追加。主に、公営企業繰出基準に基づかない繰出金・収益的収支均衡処置分（赤

字補填分)として他会計補助金5,000万円を計上しているものでございます。

次に支出でございます。水道事業費用を101万4千円を増額し、総額3億7,387万7千円とするものでございます。主に、第2項営業外費用におきまして、217万1千円を増額、第4項予備費におきまして、100万円を減額していることによります。

次の頁をお願いいたします。第3条の資本的収入及び支出ですが、資本的収入2,756万9千円を減額し総額を4,059万5千円とし、資本的支出におきまして、1,526万7千円を減額し総額を1億3,484万5千円とするものでございます。これは、第1項建設改良費において、事業費が確定したことにより減額したものでございます。以下、予算に関する説明書の1頁から14頁につきましては、実施計画書、実施計画明細書を15頁以降につきましては、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書及び令和2年度予定貸借対照表を添付しておりますので、お目通しください。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(竹内一則) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。(「なし」の発言あり) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり) 異議なしと認めます。

よって、議案第28号「令和2年度伊方町水道事業会計補正予算(第4号)」は、原案のとおり可決されました。

議案第29号～議案第39号

○議長(竹内一則) 日程第28「令和3年度伊方町一般会計予算」議案第29号から、日程第38「令和3年度伊方町水道事業会計予算」議案第39号までの予算関係11議案を会議規則第37条の規定に基づき、一括審議といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(高門清彦) 議長

○議長(竹内一則) 町長

○町長(高門清彦) 議案第29号 令和3年度伊方町一般会計予算から議案第39号 令和3年度伊方町水道事業会計予算までの11議案の説明を申し上げます。

まず、令和3年度伊方町一般会計予算でございますが、予算総額85億190万9千円でございます。前年度対比マイナス0.43%、3,711万5千円の減額となっております。

令和3年度に盛り込まれた歳出予算の特色といたしまして、保健・医療・福祉の分野においては、新型コロナウイルスワクチンの接種経費6,096万8千円、高校生までの医療費無料化の拡充1,220万9千円を社会基盤の分野では、一般廃棄物最終処分場の調査設計業務委託7,837万5千円、町道宇和海線道路防災工事7千万円を、防災・減災の分野では、消防団防火衣整備事業374万5千円、防災行政無線の非常用蓄電池の取替433万7千円を、移住・定住の分野では、町営住宅内の浦住宅

屋上防水等改修工事 1,028 万 5 千円、空き家調査等委託 584 万 1 千円、産業振興の分野では、アワビ、サザエの稚貝放流 1,167 万 3 千円、佐田岬はなはなりニューアル 1 周年記念イベント 405 万 2 千円を、教育・スポーツ・文化の分野では、三崎高校町営寄宿舎の運営 3,165 万 6 千円、伊方町地域博物館設計業務委託 1,090 万円を、住民協働・行財政の分野では、ふるさと納税関連業務委託 388 万 3 千円を計上いたしております。

これに対します歳入は、固定資産税ほか町税に、30 億 3,627 万 2 千円、地方交付税に、20 億 3,758 万 1 千円、国庫支出金に、電源立地地域対策交付金及び原子力発電施設基盤整備支援交付金(廃炉分)など、8 億 8,038 万 7 千円、県支出金に、原子力発電施設基盤整備支援交付金(再稼働分)など、6 億 6,301 万 8 千円、繰入金に、公共用施設維持運営基金繰入金など、9 億 8,909 万 3 千円、最後に町債は、合併特例事業など 3 億 9,470 万円を計上しております。

以上、令和 3 年度一般会計予算の概要説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計及び企業会計における各会計の総額は、国民健康保険特別会計の事業勘定 15 億 5,253 万 5 千円、3 診療所の直営診療施設勘定 5 億 1,221 万 9 千円、学校給食特別会計 3,054 万 7 千円、港湾整備事業特別会計 8,533 万円、後期高齢者医療保険特別会計 1 億 8,350 万 2 千円、介護保険特別会計の保険事業勘定 13 億 8,299 万 8 千円、介護サービス事業勘定 1,659 万円、公共下水道事業特別会計 2 億 4,075 万 5 千円、小規模下水道事業特別会計 7,378 万 6 千円、特定地域生活排水処理事業特別会計 4,895 万 9 千円、風力発電事業特別会計 5,882 万 7 千円、最後に、水道事業会計は、6 億 462 万 3 千円を計上しております。

以上、一般会計、特別会計 9 会計及び企業会計を合わせまして 11 会計、予算総額 132 億 9,258 万円でございます。前年度対比 0.14%、1,814 万円の増額となっております。

なお、詳細につきまして、ご質問等がございましたら、改めて担当課長より説明をさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（竹内一則） お諮りいたします。只今説明のありました、令和 3 年度各会計予算の取り扱いにつきましては、お手許に配布の常任委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ各常任委員会へ付託し、委員会条例第 2 条の規定に基づき、会期中において、合同による審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、令和 3 年度伊方町一般会計予算以下、予算関係 11 議案を総務文教、産業建設、生活福祉の各常任委員会に付託し、会期中における合同審査とすることに決定しました。

散会宣告

○議長（竹内一則） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。これにて、散会するものでありますが、今定例会の会期中日程を念のためお伝えしておきます。

10 日は、休会。11 日は、午前 10 時から各常任委員会合同により令和 3 年度予算の審議を行います。12 日から 15 日は休会。16 日は、午前 10 時から本会議を再開いたします。

以上、お伝えし、本日の会議はこれをもって散会いたします。

お疲れ様でした。

(閉会時間 15時14分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員